

昭和二十三年厚生省令第二十三号

食品衛生法施行規則

食品衛生法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 食品、添加物、器具及び容器包装（第一条—第二十条）

第二章 監視指導（第二十一条）

第三章 削除

第四章 製品検査（第二十四条—第三十一条）

第五章 輸入の届出（第三十二条—第三十四条）

第六章 食品衛生検査施設（第三十五条—第三十七条）

第七章 登録検査機関（第三十八条—第四十七条）

第八章 営業（第四十八条—第七十一条の二）

第九章 雜則（第七十二条—第七十九条）

附則 第一章 食品、添加物、器具及び容器包装

第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第六条第二号ただし書の規定による人の健康を損なうおそれがない場合を次のとおりとする。

一 有毒な又は有害な物質であつても、自然に食品又は添加物に含まれ又は附着しているものであつて、その程度又は処理により一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合。

二 食品又は添加物の生産上有毒な又は有害な物質を混入し又は添加することがやむを得ない場合であつて、かつ、一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合。

三 当該禁止に係る食品又は物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれのない理由その他の厚生労働大臣が必要と認める事項。

第二条の二 法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項（指定成分等含有食品が、人の健康に被害を生じさせるおそれがある場合の届出にあつては、第四号から第七号までを除く。）を記載した届出書を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に提出することによって行うものとする。ただし、健康被害を受けた者がその情報の提供を拒否していることその他の事情により、当該者の情報を得ることが困難なときは、第四号から第七号までに掲げる事項の記載を要しない。

一 指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た日

二 指定成分等含有食品の製品名

三 指定成分等の含有量

四 健康被害を受けた者の性別、年齢、指定成分等含有食品の摂取状況及び健康被害に係る症状

五 健康被害を受けた者が医療機関を受診している場合は、当該医療機関の名称及び所在地

六 前号の医療機関における診断結果

七 指定成分等含有食品の摂取時に使用していた医薬品等がある場合は、当該医薬品等の名称

八 その他必要な事項

法第八条第一項の届出は、指定成分等含有食品の表示内容に責任を有する者を通じて行うことができる。

第三条 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物（以下「特定食品等」という。）について、法第二十六条第一項から第三項まで若しくは法第二十八条第一項の規定による検査又は国若しくは都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）若しくは特別区による行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導をいう。第十七条第一項第一号において同じ。）に従つて営業者が行う検査の結果、法第九条第一項各号に掲げる食品又は添加物に該当するものの総数が当該検査を行つた食品又は添加物の総数のうちに占める割合がおおむね五パーセント以上であること。

二 特定食品等が採取され、製造され、加工され、調理され、又は貯蔵される国又は地域における当該特定食品等に係る食品衛生に関する規制及び措置の内容、当該国又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定食品等に係る検査体制その他の食品衛生上の管理の体制、当該国又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定食品等についての検査結果の状況その他の当該

三 特定食品等について、当該特定食品等を原因とする食中毒その他当該特定食品等に起因し、又は起因すると疑われる健康被害が生じたこと。

四 特定食品等について、当該特定食品等を汚染し、又は汚染するおそれがある事態が発生したこと。

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由について準用する。この場合において、前項第一号中「食品又は添加物」とあるのは「おもちや」と、同号並びに同項第二号及び第四号中「特定食品等」とあるのは「特定おもちや」と、同項第三号中「特定食品等について」とあるのは「特定おもちやについて」と、「特定食品等を原因とする食中毒その他当該特定食品等」とあるのは「特定おもちや」と読み替えるものとする。

第四条 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定食品等が人の健康を損なうおそれの程度

二 前条第一項各号に掲げる事項

三 法第九条第一項各号に掲げる食品又は添加物に該当する特定食品等が引き続き販売され、又は販売の用に供するために、採取され、製造され、輸入され、加工され、使用され、若しくは調理される可能性

四 特定食品等による食品衛生上の危害の発生の防止について、法第九条第一項の規定による禁止以外の方法により期待できる効果

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第一項に規定する厚生労働省で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号、第三号及び第四号中「特定食品等」とあるのは「特定おもちや」と、同項第三号中「食品又は添加物」とあるのは「おもちや」と読み替えるものとする。

第五条 厚生労働大臣は、法第九条第三項の規定に基づき、利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、特定食品等に係る同条第一項の規定による禁止を解除する際に、当該特定食品等に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないことを確認するに当たつては、解除しようとする禁止に係る特定食品等について前条第一項各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による禁止を解除する場合について準用する。この場合において、前項中「特定食品等」とあるのは「特定おもちや」と読み替えるものとする。

第六条 法第九条第三項の規定による解除の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当該解除を申請する食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがなくなつたことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 解除を申請する食品又は添加物の範囲

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第三項の規定による解除の申請について準用する。この場合において、前項中「食品又は添加物」とあるのは「おもちや」と読み替えるものとする。

第七条 法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める獣畜は、次のとおりとする。

法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次とおりとする。

一 と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）別表第五の上欄に掲げる疾病にかかり、又は同欄に掲げる異常があると認められた獣畜について、それぞれ同表の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するため必要な措置を講じた場合

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）第三十三条第一項第三号の内臓摘出後検査の結果、同令別表第十の上欄について、同表の下欄に掲げる部分の廃棄等の措置を講じた場合

法第十条第一項ただし書の規定により当該職員が人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認める場合は、健康な獣畜が不慮の災害により即死したときとする。

第八条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。

一 食肉製品

二 乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。）及び乳製品（同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バター・オイル、チーズ（プロセスチーズに限る。）、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。）

第九条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 獣畜又は家きんの肉若しくは臓器にあつては、獣畜又は家きんの種類、前条に規定する製品にあつては、その名称及び原料の肉、乳又は臓器の種類

二 数量及び重量

三 荷送人の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び所在地）

四 荷受人の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び所在地）

五 獣畜又は家きんの肉又は臓器（分割、細切等の処理が行われたものを除く。）にあつては、検査を行つた機関の名称等に関する次に掲げる事項

イ 獣畜にあつては、と畜検査（とさつ前に行う生体検査、解体前に行う検査及び解体後に行う検査をいう。以下同じ。）を行つた機関の名称又はと畜検査を行つた職員の官職氏名

ロ 家きんにあつては、食鳥検査（生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査をいう。以下同じ。）を行つた機関の名称又は食鳥検査を行つた職員の官職氏名

六 次に掲げるとさつ等が行われた施設の名称及び所在地

イ 獣畜の肉又は臓器（分割、細切等の処理が行われたものを除く。）にあつては、とさつ又是解体が行われたと畜場

ロ 家きんの肉又は臓器（分割、細切等の処理が行われたものを除く。）にあつては、とさつ又是内臓摘出が行われた食鳥処理場

ハ 分割、細切等の処理が行われた獣畜又は家きんの肉又は臓器にあつては、当該処理が行われた施設

二 前条に規定する製品にあつては、当該製品が製造された製造所

七 前号イからニまでに規定するとさつ、解体、脱羽、内臓摘出、分割、細切等の処理又は製造が、我が国と同等以上の基準に基づき、衛生的に行われた旨

八 次に掲げるとさつ等が行われた年月

イ 獣畜の肉又は臓器（分割、細切等の処理が行われたものを除く。）にあつては、とさつ及び畜検査

ロ 家きんの肉又は臓器（分割、細切等の処理が行われたものを除く。）にあつては、とさつ及び食鳥検査

九 乳又は乳製品にあつては、製造が我が国と同等の基準に基づき、衛生的に行われた旨

二 前条に規定する製品にあつては、当該製品の製造

十 乳又は乳製品にあつては、法第十条第一項に規定する証明書を発行した輸出国の政府機関の名称又は署名した職員の官職氏名

十一 法第十条第二項の証明書が輸出国以外の国においてと畜検査が行われた獣畜の肉若しくは臓器又は食鳥検査が行われた家きんの肉若しくは臓器に係るものであるときは、当該と畜検査又は食鳥検査を行つた国の政府機関が発行した前条に規定する事項を記載した証明書の写しを、同項の証明書に添えなければならない。

十二 法第十条第二項ただし書の厚生労働省令で定める国は、アメリカ合衆国、オーストラリア及びニュージーランドとする。

第十二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、獣畜及び家きんの肉及び臓器とする。

第十三条 第二項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、生食用のかき及びふぐとする。

法第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 輸入する食品の品名（ふぐにあつては、その学名を含む。）

二 輸入する食品の数量及び重量

三 輸入する食品の採捕海域

四 輸入する食品の採捕年月日

五 輸入する食品を処理した施設の名称及び所在地

六 荷送人の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び所在地）

七 荷受人の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び所在地）

八 輸入する食品が、我が国と同等以上の基準に基づき、衛生的に取り扱われた旨

第十四条 法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物を別表第一のとおりとする。

第十五条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装（以下「特定器具等」という。）について、法第二十六条第一項から第三項まで若しくは法第二十八条第一項の規定による検査又は国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区による行政指導に従つて當業者が行う検査の結果、法第十七条第一項各号に掲げる器具又は容器包装に該当するものの総数が当該検査を行つた器具又は容器包装の総数のうちに占める割合がおむね五パーセント以上であること。

二 特定器具等が製造される国又は地域における当該特定器具等に係る食品衛生に関する規制及び措置の内容、当該国又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器具等に係る検査体制その他の食品衛生上の管理の体制、当該国又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器具等についての検査結果の状況その他の当該国又は地域における当該特定器具等に係る食品衛生上の管理の状況

三 特定器具等について、当該特定器具等に起因し、又は起因すると疑われる健康被害が生じたこと。

四 特定器具等について、当該特定器具等を汚染し、又は汚染するおそれがある事態が発生したこと。

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由について準用する。

第十八条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定器具等が人の健康を損なうおそれの程度
- 二 前条第一項各号に掲げる事項
- 三 法第十七条第一項各号に掲げる器具又は容器包装に該当する特定器具等が引き続き販売され、又は販売の用に供するために、製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用される可能性

四 特定器具等による食品衛生上の危害の発生の防止について、法第十七条第一項の規定による禁止以外の方法により期待できる効果

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。

第五章 第二十九条 厚生労働大臣は、法第十七条第三項において読み替えて準用する法第九条第三項の規定に基づき、利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、特定器具等に係る法第十七条第一項の規定による禁止を解除する際に、当該特定器具等に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないことを確認するに当たっては、解除しようとする禁止に係る特定器具等について前条第一項各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第三項において読み替えて準用する法第九条第三項の規定に基づき、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第一項の規定による禁止を解除する場合について準用する。

第二十条 法第十七条第三項において読み替えて準用する法第九条第三項の規定による解除の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当該解除を申請する器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがなくなつたことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 解除を申請する器具又は容器包装の範囲
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第三項において読み替えて準用する法第九条第三項の規定による解除の申請について準用する。

第二章 監視指導

第二十一条 法第二十二条の三第一項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設ける。

第二十二条 法第二十二条の三第一項の検査の申請は、ロツトを形成する製品ごとに、次に掲げる事項

第三章 削除

第四章 製品検査

第二十四条 法第二十五条第一項の検査の申請は、ロツトを形成する製品ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 二 製品の名称及び所在地
- 三 製品の着港年月日
- 四 製品の保管場所
- 五 申請数量
- 六 製品の内容量別個数
- 七 小分け容器の内容量別個数
- 八 製造者において検査を行つた場合は、その成績

第二十五条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第四条第三項の規定による試験品の採取は、ロツトを形成する製品ごとに行うものとし、その採取量は、検査に必要な最小限度の分量とする。

第二十六条 法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める表示は、様式第一号による合格証をもつて製品の容器包装に封を施したものとする。

第二十七条 令第五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査を受けるべき者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 検査を受けるべき製品の名称
- 三 製造所又は加工所の名称及び所在地
- 四 検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間
- 五 検査を受けるべきことを命ずる具体的理由

第二十八条 法第二十六条第一項の検査の申請は、ロツトを形成する製品ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 製品の名称
- 三 製造所又は加工所の名称及び所在地
- 四 製造又は加工の年月日
- 五 申請数量

前項の申請書には、令第五条第一項の検査命令書の写しを添えなければならない。ただし、同一の命令につきすでに検査の申請を行い、検査命令書の写しが提出されている場合は、この限りでない。

第二十九条 法第二十六条第二項の検査の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 製品の名称
- 三 製造者又は加工者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 四 製造所又は加工所の名称及び所在地
- 五 製品の着港年月日
- 六 製品の保管場所
- 七 申請数量

前項の申請書には、検査命令書（第三十四条第一項の規定により厚生労働大臣が検査の命令の通知を電子情報処理組織を使用して行つた場合にあつては、当該命令の内容を出力した書面）の写しを添えなければならない。

第三十条 法第二十六条第三項の検査の申請については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「事項」とあるのは「事項（加工食品以外の食品の検査の申請にあつては、第3号に掲げる事項を除く。）」と、同項第四号中「所在地」とあるのは「所在地（加工食品以外の食品の検査の申請にあつては、当該食品の生産地）」と読み替えるものとする。

第三十一条 厚生労働大臣の行う検査を受けようとする場合の手数料の納付は、令第四条第二項又は第六条第一項（令第七条において準用する場合を含む。）の申請書に法第二十五条第二項の厚生労働大臣が定める額又は法第二十六条第六項の厚生労働大臣が定める額に相当する収入印紙をはることにより行うものとする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 二 貨物の食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃの別、品名、積込数量、積込重量、包装の種類及び用途並びに貨物に記号及び番号が付されているときはその記号及び番号
 三 貨物が食品であつて、当該食品が着香の目的以外の目的で使用されるものにあつては、法第十三条第一項の規定により基準又は規格が定められているものの限り）を含むときは、当該添加物の品名として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものにあつては、法第十三条第一項の規定により基準又は規格が定められているものの限り）を含むときは、当該添加物の品名

四 貨物が加工食品であるときは、その原材料及び製造又は加工の方法
 五 貨物が加工工程後も組み替えられたDNA又はこれによって生じたなんばく質が残存する加工食品として食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）別表第十七の下欄に掲げるもの（同令第二条第一項第三号に規定する業務用加工食品を含む。）であるときは、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一から三までに規定する場合（その原材料が同欄の5本文の規定により同欄の5に規定する遺伝子組換えに関する表示が不要とされた場合を除く。）に応じ、それぞれ同欄の1の1から3までに規定する事項

六 貨物が食品表示基準第二条第一項第十四号に規定する対象農産物であるときは、同令第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の1の一のイ又はロに規定する場合に応じ、それぞれ同欄の1の一のイ又はロに規定する事項
 七 貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分

八 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときは、その材質
 九 貨物（加工食品以外の食品を除く。）の製造者又は加工者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 十 貨物の製造所又は加工所の名称及び所在地（加工食品以外の食品の場合には、その生産地）、積込港、積込年月日、積卸港及び到着年月日

十一 貨物（加工食品以外の食品に限る。以下この号において同じ。）の輸出者（当該輸入者に貨物を輸出する者をいう。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該貨物を包装する者（当該貨物が包装される場合に限る。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 十二 貨物搭載の船舶又は航空機の名称又は便名
 十三 貨物を保管する倉庫の名称及び所在地並びに搬入年月日
 十四 貨物に関する事故の有無及びあるときはその概要

輸入者は、前項第十号から第十三号までに掲げる事項（第十号に掲げる事項にあっては、積卸港及び到着年月日に限る。）に変更があつたときは、直ちにその旨を記載した届出書を、同項の別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出しなけれども、搬入後直ちに、その概要を記載した届書を当該検疫所の長に提出しなければならない。

（別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出しなければならない。ただし、搬入前に輸入届出書を提出した場合において、貨物に関する事故があつたときは、搬入後直ちに、その概要を記載した届書を当該検疫所の長に提出しなければならない。）を行つたにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物（同項第十五号に規定するものをいう。）又は非遺伝子組換え農産物（同項第十六号に規定するものをいう。）の一定の混入があつた場合において、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一若しくは三又は第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の1の一のイの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとなして、第一項の規定を適用する。

輸入者が別表第十二の中欄に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装（以下この条において「食品等」という。）を輸入した場合において、当該食品等と同一の製品又はこれに準ずるもの（以下「同一食品等」という。）の同表の下欄に掲げる期間における輸入計画（当該期間に予定する輸入に係る貨物の積込重量、積卸港及び到着年月をいう。以下同じ。）を記載した輸入届出書の提出を行つているときは、当該期間に行おうとする同一食品等の輸入については、第一項本文の規定にかかるらず、当該提出をもつて同項の輸入届出書の提出に代えることができる。ただし、当該輸入に係る食品等が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあるときは、この限りでない。

一 法第六条各号に掲げる食品又は添加物
 二 法第十二条に規定する食品又は添加物
 三 法第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法による食品又は添加物
 四 法第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物
 五 法第十三条第三項の規定により定められた人の健康を損なうおそれのない量を超えて農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。以下同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）が残留する食品（当該成分である物質の当該食品に残留する量の限度について法第十三条第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合を除く。）

六 法第十六条に規定する器具又は容器包装
 七 法第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

前項の場合において、別表第十二の第三項中欄に掲げる食品等の輸入者は、前項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書に、当該輸入届出書の提出の日前三年間の同一食品等の輸入実績（当該期間に行つた輸入に係る輸入した者の氏名（法人にあつては、その名称）並びに貨物の積込重量、積卸港及び到着年月日をいう。）を記載して提出しなければならない。

第四項本文の場合においては、第一項ただし書中「搬入前に輸入届出書を提出した場合において、」とあるのは「当該輸入に係る」と、「当該検疫所の長」とあるのは「別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣は、法第二十七条の規定による届出については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、同条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。）を使用して行わせることができる。

電子情報処理組織を使用して法第二十七条の規定による届出をしようとする者についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「輸入届出書に次に掲げる事項」とあるのは「別表第十一の上欄に掲げる事項」と、「輸入届出書を提出する場合」とあるのは「当該事項を第七項の入出力装置（当該届出をしようとする者の使用に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から入力してファイルに記録する場合」と、「除く。」を記載して」とあるのは「除く。」と

するものをいう。）又は非遺伝子組換え農産物（同項第十六号に規定するものをいう。）の一定の混入があつた場合において、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一若しくは三又は第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄の1の一のイの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとなして、第一項の規定を適用する。

輸入者が別表第十二の中欄に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装（以下この条において「食品等」という。）を輸入した場合において、当該食品等と同一の製品又はこれに準ずるもの（以下「同一食品等」という。）の同表の下欄に掲げる期間における輸入計画（当該期間に予定する輸入に係る貨物の積込重量、積卸港及び到着年月をいう。以下同じ。）を記載した輸入届出書の提出を行つているときは、当該期間に行おうとする同一食品等の輸入については、第一項本文の規定にかかるらず、当該提出をもつて同項の輸入届出書の提出に代えることができる。ただし、当該輸入に係る食品等が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあるときは、この限りでない。

一 法第六条各号に掲げる食品又は添加物
 二 法第十二条に規定する食品又は添加物
 三 法第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法による食品又は添加物
 四 法第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物
 五 法第十三条第三項の規定により定められた人の健康を損なうおそれのない量を超えて農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。以下同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）が残留する食品（当該成分である物質の当該食品に残留する量の限度について法第十三条第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合を除く。）

六 法第十六条に規定する器具又は容器包装
 七 法第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

前項の場合において、別表第十二の第三項中欄に掲げる食品等の輸入者は、前項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書に、当該輸入届出書の提出の日前三年間の同一食品等の輸入実績（当該期間に行つた輸入に係る輸入した者の氏名（法人にあつては、その名称）並びに貨物の積込重量、積卸港及び到着年月日をいう。）を記載して提出しなければならない。

第四項本文の場合においては、第一項ただし書中「搬入前に輸入届出書を提出した場合において、」とあるのは「当該輸入に係る」と、「当該検疫所の長」とあるのは「別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣は、法第二十七条の規定による届出については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、同条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。）を使用して行わせることができる。

電子情報処理組織を使用して法第二十七条の規定による届出をしようとする者についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「輸入届出書に次に掲げる事項」とあるのは「別表第十一の上欄に掲げる事項」と、「輸入届出書を提出する場合」とあるのは「当該事項を第七項の入出力装置（当該届出をしようとする者の使用に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から入力してファイルに記録する場合」と、「除く。」を記載して」とあるのは「除く。」と

ばならない。」とあるのは「出入力装置から入力してファイルに記録しなければならない。」とし、第一項ただし書中「輸入届出書を提出した場合」とあるのは「出入力装置から入力してファイルに記録した場合」と、「記載して、当該検疫所の長に提出しなければならない。」とあるのは「出入力装置から入力してファイルに記録しなければならない。」とし、第二項中「記載した届出書を、前項の検疫所の長に提出しなければならない。」とあるのは「出入力装置から入力してファイルに記録しなければならない。」とする。

前項に規定する者については、第四項から第六項までの規定は、適用しない。

第三十三条 前条第八項の規定により読み替えて適用される前条第一項及び第二項の規定による入力は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た出入力装置を使用して行わなければならぬ。

前項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用して法第二十七条の規定による届出をしてよ

うとする者が、その使用しようとする出入力装置につき、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 暗証記号（十二のアラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。）

三 入出力装置の設置場所、機器名称及び型式番号

四 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあつては、その者の氏名及び住所（法人に

あつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

前項の届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は届け出た出入力装置の

使用を廃止したときは、速やかに厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十四条 厚生労働大臣は、第三十二条第七項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出た者に対する当該届出に係る食品、添加物、器具又は容器包装についての法第二十六条第二項又は第三項の規定による検査の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査の結果の通知（以下この条において「特定通知」という。）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

厚生労働大臣は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して特定通知を行うときは、特定通知の内容を第三十二条第七項の入出力装置（厚生労働省の使用に係るものに限る。）から入力し、ファイルに記録しなければならない。

厚生労働大臣は、電子情報処理組織を使用して特定通知を行うことにつき、あらかじめその相手方の同意を得なければならない。

第六章 食品衛生検査施設

第三十五条 削除
令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおり

とする。ただし、法第二十九条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、

高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のためには必要な職員を置くこととする。

第三十七条 令第八条第三項の規定による検査又は試験（以下この条及び別表第十三において「検査等」という。）に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第十一号に規定する標準作業書に基づき、検査等が適切に実施されていることの確認等を行うこと。

二 第十二号の文書に基づき、検査等の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

三 第十三号の文書に基づき、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方針により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を行うこと。

四 第十四号の文書に基づき、外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。

五 第二号の内部点検、第三号の精度管理及び前号の外部精度管理調査の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）について記録を行うこと。

六 前号の規定による記録に従い、検査等の業務について速やかに改善措置を講ずること。

七 検査等に当たり、第十一号に規定する標準作業書並びに第十二号及び第十三号に規定する文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

八 第二号又は前二号の業務を行う職員が、検査等を行わないこと。

九 第二号から第五号までの業務（以下この条において「信頼性確保業務」という。）を行う職員が、検査等及び第一号又は第六号の業務を行わないこと。

十 信頼性確保業務を検査等の業務から独立させること。

十一 別表第十三に定めるところにより、標準作業書を作成すること。

十二 検査等の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書を作成すること。

十三 精度管理の方法を記載した文書を作成すること。

十四 外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書を作成すること。

十五 信頼性確保業務を行う職員の研修の計画を記載した文書を作成すること。

十六 次に掲げる記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

法第二十五条第一項又は法第二十六条第一項から第三項までの検査（以下「製品検査」という。）を申請した者又は法第二十八条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。口において同じ。）の規定により収去された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

製品検査の申請を受けた年月日又は法第二十八条第一項の規定により収去した年月日

ハ 検査等を行つた製品の名称

ニ ハ 検査等を行つた年月日

ホ ハ 検査等を行つた試験品の数量

ト 検査等を実施した職員の氏名

チ 検査等の結果

リ 第五号の規定による記録

ヌ 第十一号の標準作業書に基づく記録

ル 前号の研修に関する記録

七章 登録検査機関

第三十八条 法第三十一条の登録の申請をしようとする者は、様式第五号による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 法別表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「検査員」という。）の履歴書

三 法第三十三条第一項第二号イに規定する部門（以下「製品検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四 法第三十三条第一項第二号ロに規定する文書として、第四十条第八号に規定する標準作業書及び同条第九号から第十二号までに規定する文書

五 次の事項を記載した書面

イ 法第三十二条各号のいずれかに該当する事実の有無

ロ 法別表の第一欄に掲げる製品検査のうち、実施するものの種類

- 八 法別表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所有又は借入れの別、所在場所及び使用される製品検査の種類
- 二 檢査員の氏名及び実施する製品検査の種類
- 本 第二号に規定する検査区分責任者の氏名及び管理する製品検査の種類
- へ 信頼性確保部門の名称及び第四十条第一号に規定する製品検査部門責任者の氏名並びに同条ト 現に食品衛生に関する試験の業務を行つてゐる場合には、その業務の概要
- チ 法第三十三条第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無
- リ 株式会社にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額
- ヌ 役員（持分会社）（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第三十三条第一項第三号に規定する受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員があつた者を含む。）に該当するか否かを含む。）
- ル 食品衛生に関する試験の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務の種類及び概要前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
- 三 製品検査の実績に関する資料
- 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
- 四 十 条 法第三十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 製品検査部門につき、次に掲げる業務を行う者（以下「製品検査部門責任者」という。）が置かれていること。
- イ 製品検査部門の業務を統括すること。
- ロ 第三号ニの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに改善措置を講ずること。
- ハ その他必要な業務
- 二 製品検査部門につき、それぞれ理化学的検査、細菌学的検査及び動物を用いる検査の区分ごとに、製品検査について第八号に規定する標準作業書に基づき、次に掲げる業務を行う者（以下「検査区分責任者」という。）が置かれていること。
- イ 製品検査に当たり、第八号に規定する標準作業書又は第九号に規定する文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- ロ 製品検査について第八号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることの確認その他の必要な業務
- 三 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門責任者」という。）が置かれていること。
- イ 第九号の文書に基づき、製品検査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。
- ロ 第十号の文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合は、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- ハ 第十一号の文書に基づき、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。
- ニ イの内部点検、ロの精度管理及びハの外部精度管理調査の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）を製品検査部門責任者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第四十四条の帳簿（以下「帳簿」という。）に記載すること。
- ホ その他必要な業務

- 五 信頼性確保部門が、製品検査部門から独立していること。
- 六 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。この場合において、同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 七 檢査区分責任者及び検査員を兼ねていないこと。
- 八 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」が、検査員を兼ねていてないこと。
- 九 製品検査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書が作成されていること。
- 十 精度管理の方法を記載した文書が作成されていること。
- 十一 外部精度管理調査を定期的に受けけるための計画を記載した文書が作成されていること。
- 十二 信頼性確保部門責任者及び第三号の規定により指定を受ける者の研修の計画を記載した文書が作成されていること。
- 十三 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 十四 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 十五 製品検査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書が作成されていること。
- 十六 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 十七 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 十八 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 十九 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 二十 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 二十一 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 二十二 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 二十三 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 二十四 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 二十五 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 二十六 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 二十七 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 二十八 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 二十九 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 三十 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 三十一 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 三十二 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 三十三 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 三十四 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 三十五 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 三十六 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 三十七 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 三十八 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 三十九 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 四十 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
- 四十一 同表中「作成要領」とあるのは、「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは、「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは、「製品検査」と読み替えるものとする。
- 四十二 法第三十六条第一項の規定により事業所の設置、廃止又はその所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第七号による届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 四十三 法第三十六条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八号による届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 四十四 法第三十七条第一項前段の規定により製品検査の業務に関する規程及び製品検査に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 四十五 法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
- 一 製品検査の種類並びに製品検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 製品検査の業務を行う時間及び休日にに関する事項
- 三 製品検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 製品検査の業務を行う場所に関する事項
- 五 製品検査の検査項目ごとの手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 製品検査部門責任者、検査区分責任者、検査員及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項
- 七 製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員の配置に関する事項
- 八 製品検査の申請書その他製品検査に関する書類の保存に関する事項
- 九 財務諸表等（法第三十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、製品検査の業務に関し必要な事項
- 十一 登録検査機関は、法第三十七条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が製品検査に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。
- 十二 登録検査機関は、法第三十八条の規定により製品検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第十一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 十三 法第三十九条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 十四 法第三十九条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法

第四十六条 法第四十四条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製品検査を申請した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 製品検査の申請を受けた年月日

三 製品検査を行つた製品の名称

四 製品検査を行つた年月日

五 製品検査の項目

六 製品検査を行つた試験品の数量

七 製品検査を実施した検査員の氏名

八 製品検査の結果

九 第四十条第三号ニの規定により帳簿に記載すべきこととされている記録

十 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十一 第四十条第十二号の研修に関する記録

十二 第四十条第三号ニの規定により帳簿に記載すべきこととされている記録

十三 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十四 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十五 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十六 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十七 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十八 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十九 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十一 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十二 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十三 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十四 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十五 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十六 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十七 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十八 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

二十九 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

三十 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

三十一 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

三十二 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

三十三 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

三十四 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

三十五 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

十二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者

十三 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において食品衛生管理者の資格に關し高等学校若しくは中等教育学校又は中等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認定した者

第四十九条 法第四十八条第八項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

二 令第十三条に規定する食品又は添加物の別

三 施設の名称及び所在地

四 食品衛生管理者の氏名、住所及び生年月日

五 食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容

六 食品衛生管理者の設置又は変更の年月日

前項の届書には、食品衛生管理者の履歴書、法第四十八条第六項各号の一に該当することを証する書面及び営業者に対する関係を証する書面を添えなければならない。

第五十条 令第十四条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第七項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。

二 別表第十四の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、その単位数

三 前号に掲げる科目及び別表第十五に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が四十単位以上であること。

四 原則として法別表の第二欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。

五 第五十一条 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 養成施設の名称及び所在地

二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日

三 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

四 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別

五 入学定員

六 入学資格及び時期

七 修業年限

八 授公用及び実習用の機械器具及び図書の目録

九 校地及び校舎の図面及び配置図

十 入学資格及び時期

十一 学則

一二 その他参考となるべき事項

第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録養成施設（令第十六条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。）の名称、所在地及び長の氏名

前項の規定は、令第九条第一項第一号の養成施設の登録について準用する。

第五十三条 令第十六条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、第五十一条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号（法別表の第二欄に掲げる機械器具に係るものに限る。）、第十号及び第十一号に掲げるものとする。

- 第五十四条** 令第十九条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 登録の取消しを受けようとする理由
 - 二 登録の取消しを受けようとする予定期日
 - 三 在学中の生徒があるときは、その措置
- 第五十五条** 令第二十条第二号（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、第五十一条第一号に掲げる事項とする。
- 第五十六条** 法第四十八条第六項第四号の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。
- 一 別表第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項から七の項までのいずれかに掲げる科目を教授し、その時間数が同表に掲げる時間数以上であること。
- 二 講師は、学校教育法に基づく大学において前号の科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。
- 三 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は第四十八条各号に掲げる者で、法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならぬ製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に二年以上従事した者であることと受講資格とするものであること。
- 四 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験を行うものであること。
- 前項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める科目の受講を免除することができる。
- 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、別表第十六の一の項に掲げる科目と同等以上の科目を履修した者 当該科目
- 二 登録講習会の修了者 別表第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項又は三の項に掲げる科目の修了者にあつては、それぞれ同表の三の項に掲げる細菌学実習又は同表の二の項に掲げる細菌学実習
- 第五十七条** 令第二十二条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書）及び次の事項を記載した書面を添えて、当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 令第二十二条各号のいずれかに該当する事実の有無
 - 三 法人にあつては、役員の氏名、住所及び略歴

- 第五十八条** 令第二十一条の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 三 登録講習会の実施期間
- 第五十九条** 令第二十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。
- 二 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること。
- 三 第五十六条に定めるところにより登録講習会を行うこと。
- 第六十条** 令第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 登録講習会の実施期間
- 第六十一条** 登録講習会の実施者は、令第二十六条の規定により登録講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
 - 二 休止しようとする場合には、休止の予定期間
- 第六十二条** 登録講習会の実施者は、前事業年度の財務諸表等（令第二十七条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）（前事業年度後三月を経過していないときは、前事業年度の財務諸表等をもつてこれに代えることができる。）を作成し、登録を受けてから登録講習会を終了するまでの間、事業所に備えて置かなければならない。
- 第六十三条** 第四十四条の規定は、令第二十七条第二項第三号の厚生労働省令で定める方法について準用する。
- 第六十四条** 第四十五条の規定は、令第二十七条第二項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法について準用する。
- 第六十五条** 令第三十一条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 受講者の氏名及び履歴
 - 二 受講者数
 - 三 講習会修了証を受領した者の氏名、生年月日、住所並びに勤務する事業所の名称及び所在地
- 令第三十二条の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。
- 第六十六条** 令第三十三条第二項の規定により職員に携帯させる証明書は、様式第十三号によるものとする。
- 第六十六条の二** 法第五十二条第一項第一号（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。
- 法第五十二条第一項第二号（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。
- 營業者は、法第五十二条第二項（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、前二項の基準に従い、次に定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。
- 一 食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理及び食品又は添加物の取扱い等に関する計画（以下「衛生管理計画」という。）を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知徹底を図ること。
- 二 施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書（以下「手順書」という。）を必要に応じて作成すること。
- 三 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。なお、記録の保存期間は、取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間を踏まえ、合理的に設定すること。
- 四 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。
- 次に定める営業者にあつては、前項第一号中「作成し、」を「必要に応じて作成し、」と、同項第三号中「記録し、保存すること。」を「必要に応じて記録し、保存すること。」と読み替えて適用する。

- 一 食品又は添加物の輸入をする営業を行う者
- 二 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業を行う者（食品の冷凍又は冷蔵業を営む者を除く。）
- 三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれのないものの販売をする営業を行う者
- 四 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業を行う者
- 第六十六条の三** 令第三十四条の二第二号の厚生労働省令で定める営業者は、次のとおりとする。
- 一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業を行う者（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を行う者及び法第六十八条第三項に規定する学校、病院その他の施設における当該施設の設置者又は管理者を含む。）
- 二 令第三十五条第二号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を行う者
- 三 令第三十五条第一号に規定する菓子製造業のうち、パン（比較的短期間に消費されるものに限る。）を製造する営業を行う者
- 四 令第三十五条第二十五号に規定するそぞざい製造業を行う者
- 五 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を行う者（第一号又は第二号に規定する営業を行う者を除く。）
- 第六十六条の四** 令第三十四条の二第四号の厚生労働省令で定める営業者は次のとおりとする。
- 一 食品を分割し、容器包装に入れ、又は容器包装で包み販売する営業を行う者
- 二 前号に掲げる営業者のほか、食品を製造し、加工し、貯蔵し、販売し、又は処理する営業を行なう者のうち、食品の取扱いに従事する者の数が五十人未満である事業場（以下この号において「小規模事業場」という。）を有する営業者。ただし、当該営業者が、食品の取扱いに従事する者の数が五十人以上である事業場（以下この号において「大規模事業場」という。）を有するときは、法第五十一条第一項第二号に規定する取り扱う食品の特性に応じた取組に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、当該営業者が有する小規模事業場についてのみ適用し、当該営業者が有する大規模事業場については、適用しないものとする。
- 第六十六条の五** 法第五十二条第一項第一号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は次のとおりとする。
- 一 器具又は容器包装が適切に製造されるよう、必要な人員を配置し、作業内容を設定し、及び施設設備等を維持すること。
- 二 器具又は容器包装の製造に従事する人員（以下この条及び次条において「作業従事者」といいう。）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、作業従事者に作業手順及び衛生管理に必要な事項を理解させ、それらに従い作業を実施させること。
- 三 施設又は作業区域は、器具又は容器包装の使用方法等を踏まえ、必要に応じて粉じんや埃等の混入による汚染が防止できる構造とし、清潔な状態を維持すること。
- 四 清潔な作業環境を維持するため、施設の清掃及び保守点検並びに廃棄物の処理を適切に実施すること。
- 五 器具又は容器包装の製造の管理をする者及び作業従事者の教育訓練を実施し、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な情報及び取組を関係者間において共有すること。
- 六 作業手順を作成し、衛生管理に必要な事項を定め、及びそれらの取組内容の結果を記録するとともに、必要に応じて速やかに確認できるよう保存すること。
- 七 器具又は容器包装の原材料の購入、使用及び廃棄並びに器具又は容器包装の製造、貯蔵、出荷及び廃棄に係る記録を作成し、当該器具が使用される期間又は当該容器包装に入れられ、若しくは包まれた食品若しくは添加物が消費されるまでの期間を踏まえて保存すること。
- 法第五十二条第一項第二号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 令第一条で定める材質の原材料（以下この条及び次条において「原材料」という。）は、法第十八条第三項の規定に適合するものを使用すること。
- 二 器具又は容器包装の製品設計にあつては、設計された製品が法第十八条第三項の規定に適合すること及びその製造工程が同条第一項の規格又は基準に適合していることを確認すること。
- 三 必要に応じて食品衛生上の危害の発生又は危害が発生するおそれを予防するための措置を分析し、管理が必要な要因を特定すること。
- 四 前号の管理が必要な要因については、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な製造及び管理の水準（以下「管理水準」という。）及び管理方法を定め、適切に管理すること。
- 五 原材料及び器具又は容器包装が適切な管理水準を満たすことを確認すること。
- 六 適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装その他食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、その対応方法をあらかじめ定めておくこと。
- 七 適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装その他食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、前号の規定により定められた方法に従い対応すること。
- 八 製造に使用した原材料及び製造した器具又は容器包装の一部を必要に応じて保存すること。
- 第六十六条の六** 令第一条で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、法第五十三条第一項の規定による器具又は容器包装の販売の相手方に対する説明について、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
- 一 説明の対象となる器具又は容器包装を特定し、それが法第五十三条第一項第一号又は同項第二号のいずれかに該当することが確認できる情報を伝達すること。
- 二 前号に規定する情報の伝達を実施するための体制を整え、前号の情報に変更があつた場合は、当該情報を速やかに伝達すること。
- 器具又は容器包装の原材料であつて、令第一条で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するため製造し、若しくは輸入する者は、法第五十三条第二項の規定による説明について、次の各号に定めるところにより行うよう努めなければならない。
- 一 説明の対象となる原材料を特定し、それが使用され、製造される器具又は容器包装が法第五十三条第一項第一号又は同項第二号のいずれかに該当することが確認できる情報を伝達すること。
- 二 前号に規定する情報の伝達を実施するための体制を整え、前号の情報に変更があつた場合は、当該情報を速やかに伝達すること。
- 三 相対による取引
- 第六十六条の七** 法第五十四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第十九、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二十、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第十九及び別表第二十の基準に加え、別表第二十一のとおりとする。
- 第六十六条の八** 令第三十五条第五号の厚生労働省令で定める取引の方法は、次のとおりとする。
- 一 競り売り
- 二 入札による取引
- 三 同じ
- 第六十六条の九** 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令第二条第十三項に規定する乳製品（同条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇%未満を含むものとする。
- 第六十六条の十** 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、茶の代用品（乾燥品に限る。）、乾燥きのこ

類、乾燥雑穀類、乾燥種実類、乾燥豆類、はちみつ、干しいも、落花生（生鮮のもの及びゆでたものの去除く）、乾燥海藻類、節類、削節類、液糖、加工ごま類、乾燥くずきり、乾燥スープ類、乾燥スパイス類、乾燥タピオカ、乾燥ハーブ類、乾燥パン粉、塩、ゼラチン、調理ルウ類、焼ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカップセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢とする。

を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。
一 申請者の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称（ふりが

なを付す)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す)、二施設の所在地(自動車において調理をする営業にあつては、当該自動車の自動車登録番号)

三 申請する営業の種類、形態及び主として取り扱う食品又は添加物に関する情報
及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す）。

四 食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名（ふりがなを付す）。資格の種類及び受講した講習会

五 施設の構造及び設備を示す図面（水道法（昭和三十二年法律第七百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道に

より供給される水以外の飲用に適する水（以下別表第十七及び別表第十九において「飲用に適する水」という。）を使用する場合にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体

の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写しを含む。)

六 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための取組又は取り扱う食品の特性に応じた取組の種別（令第三十五条各号に掲げる営業の許可の有効期間満了に際

し引き続き営業の許可を受けようとする場合に限る。ただし、同条第二十六号又は第二十八号に掲げる営業の許可を申請する者については、新規に申請をする場合を含む。)

第六十七条の二 法第五十六条第一項の規定により営業の譲渡による法第五十五条第一項の規定に

する営業の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出し

一 両者の氏名（ふりがな）を守る。生年月日及び住所（法人）があつては、その名称（ふりがな）を守らなければならない。

二 言葉を裏度した者の氏名(ふりがなを付す)及び住所(去人あつては、その名亦(ふりがなを付す))、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す)。

三 首長の箇度の手札（がなを付す。）

四三 常葉の許可の年月日
施設の許可の年月日及び該許可を受けた年月日

第六十八条 法第五十六条规定第二項の規定により相続による可當業者の承継の届出をしようとする者は、二回易だよ直すことによつて、正直に該業者に該業者としての地位を付与する旨の届出書を提出する。

とする者は次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

二一届出者の氏名（ふりがなを付す）生年月日住所及び相続人との継承
被相続人の氏名（ふりがなを付す）及び住所

四三 相続開始の年月日
四四 施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき
により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報 覧図の写し

相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

許可を受けた年月日」とあるのは「地位の承継に関する施設の所在地（自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号）及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す。）」と読み替えるものとする。

第七十一条 許可営業者又は届出営業者は、第六十七条第一号から第六号まで（第二号にあつては自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限り、第三号にあつては営業の種類を除く。）に掲げる事項、第六十七条の二第一項第一号（生年月日を除く。）、第六十八条第一項第一号（生年月日を除く。）、第六十九条第一項第一号若しくは第七十条第一項第一号（それぞれ前条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は前条第一項第一号から第四号まで（第二号にあつては、自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限り。）に掲げる事項に変更があつたときは、そ

の施設の所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに届け出なければならない。

第七十二条 許可営業者又は届出営業者は、廃業により営業を継続することができない事情が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名（ふりがなを付す。）及び住所（法人にあつては、名称（ふりがなを付す。）、所在地及び代表者の氏名（ふりがなを付す。））
- 二 施設の住所（自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号）及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す。）
- 三 廃業年月日
- 四 許可営業者にあつては、施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

第九章 雜則 法第六十三条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医師の届出は、次の事項につき、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行わなければならぬ。

- 一 医師の住所及び氏名
- 二 中毒患者若しくはその疑いのある者又は死者（以下「患者等」という。）の所在地、氏名及び年齢
- 三 食中毒（食品、添加物、器具、容器包装又は第七十八条各号に掲げるおもちゃ（次条及び第七十四条第一項第三号において「食品等」という。）に起因した中毒をいう。以下同じ。）の原因
- 四 発病年月日及び時刻
- 五 診断又は検案年月日及び時刻

第七十三条 法第六十三条第三項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める数は、五十人とする。

法第六十三条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 当該中毒により死者又は重篤な患者が発生したとき
 - 二 当該中毒が輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき
 - 三 当該中毒が別表第二十二に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき
 - 四 当該中毒の患者等の所在地が複数の都道府県にわたるとき
 - 五 当該中毒の発生の状況等からみて、中毒の原因の調査が困難であるとき
 - 六 下「処分」という。を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるとき
- 第七十四条** 令第三十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 患者等の所在地及び法第六十三条第一項の規定による届出の年月日
 - 二 患者等の数及び症状

第三章 中毒の原因となり、又はその疑いのある食品等（以下「原因食品等」という。）及びその特定の理由

第七十五条 令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一 法第六十三条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行った食中毒事件 様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報

二 前号に掲げる食中毒事件以外の食中毒事件 前項第一号に規定する食中毒事件詳報には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 食中毒発生の概要に関する次に掲げる事項

イ 発生年月日

ロ 発生場所

ハ 原因食品等を摂取した者の数

ニ 死者数

ホ 患者数

ト 原因食品等

病因物質

二 食中毒発生の情報の把握に関する事項

三 患者及び死者の状況に関する次に掲げる事項

イ 患者及び死者の性別及び年齢別の数

ロ 患者及び死者の発生日時別の数

ハ 原因食品等を摂取した者の数のうち患者及び死者となつた者の数の割合

ニ 患者及び死者の原因食品等の摂取から発病までに要した時間の状況

ホ 患者及び死者の症状及び症状別の数

四 原因食品等及びその汚染経路に関する次に掲げる事項

イ 原因食品等を特定するまでの経過及び特定の理由

ロ 原因食品等の汚染経路

五 原因施設に関する事項

イ 原因施設の給排水の状況その他の衛生状況

ロ 原因施設の従業員の健康状態

六 病因物質に関する事項

イ 微生物学的若しくは理化学的試験又は動物を用いる試験による調査結果

ロ 病因物質を特定するまでの経過及び特定の理由

七 都道府県知事等が講じた処分その他の措置の内容

八 令第三十七条第四項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一 法第六十三条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行った食中毒事件 様式第十五号により作成するものとする。

二 前号に掲げる食中毒事件調査結果報告書及び食中毒事件調査結果詳報

三 第一项各号の食中毒事件調査結果報告書は、月ごとに、その月に受理した前条第一項各号の食中毒事件票を添付して、その翌月十日までに、提出しなければならない。

第一項第一号の食中毒事件調査結果詳報は、前条第二項各号に掲げる事項を記載して作成するものとする。

第一項第一号の食中毒事件調査結果詳報は、令第三十七条第三項の規定により前条第一項第一号の食中毒事件詳報を受理した後直ちに作成し、提出しなければならない。

第七十七条 法第六十五条の厚生労働省令で定める数は、五百人とする。

第七十八条 法第六十八条第一項に規定するおもちゃは、次のとおりとする。

一 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃは、次のとおりとする。

二 アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。）、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）、みき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、プロツクがん具、ボール、まごと用具

三 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ

第七十九条 法第八十条第一項及び令第四十一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

一 法第四十二条に規定する権限

二 法第四十三条に規定する権限

三 法第四十六条第二項に規定する権限

四 法第四十七条第一項に規定する権限

附則抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条の規定は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二条 従前の規定による食品衛生監視員の試験に合格した者は、これを第十七条第五号の規定による厚生大臣の行う食品衛生監視員の資格試験に合格したものとみなす。

附則（昭和二十五年四月一日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第十九条の改正規定については、昭和一十五年七月一日から施行する。

附則（昭和一五年六月二日厚生省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和一五年一〇月一六日厚生省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二七年二月二二日厚生省令第六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、昭和二十七年五月一日から施行する。

附則（昭和二七年八月三〇日厚生省令第三七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二八年八月三〇日厚生省令第三一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則（昭和二八年九月一〇日厚生省令第四五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、昭和二十七年九月一日から適用する。

附則（昭和二八年八月三〇日厚生省令第三一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則（昭和二九年九月二八日厚生省令第四〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則（昭和三一年二月二九日厚生省令第五六号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三三年一月二二日厚生省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三四年一二月二八日厚生省令第三七号）抄
（施行期日）
この省令中第一条及び附則第二項から第六項までの規定は公布の日から、第二条並びに附則第七項及び第八項の規定は昭和三十三年十月一日から施行する。

（附則）（昭和三四年一二月二八日厚生省令第三七号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中「十八イソチオシアン酸アリル（揮発ガシン油）」、「二十二エチルバニリン（エチルワニリン）」、「四十九ケイ皮アルデヒド」、「五十六酢酸エチル」、「六十八シトラール」、「百五十六バニリン（ワニリン）」、「百八十三ベンジルアルコール」、「百八十四ベンズアルデヒド」、「二百d-1メントール（d-1ハツカ脳）」及び「三百一d-1メントール（ハツカ脳）」に関する部分については昭和三十六年一月一日から施行する。

（附則）（昭和三五年九月一〇日厚生省令第二七号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三七年五月二六日厚生省令第二六号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三七年一一月二五日厚生省令第五四号）抄
（施行期日）
この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

（附則）（昭和三八年七月二六日厚生省令第三三号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三九年六月一一日厚生省令第二六号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三九年六月一一日厚生省令第二六号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三九年七月一五日厚生省令第三四号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和四〇年四月一一日厚生省令第一七号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二、第四十八号を削る改正規定、別表第二百八十一号及び第一百九十八号並びに別表第四の改正規定並びに別表第五の改正規定中メチルナフタキノンに係る部分は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

（附則）（昭和四〇年七月五日厚生省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条、様式第一号並びに別表第二百五十一号及び第二百五十二号の改正規定並びに別表第五の改正規定中ニトロフラゾーリン及び

ニトロフリルアクリル酸アミドに係る部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四〇年一二月二三日厚生省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年二月一七日厚生省令第二号）抄

（施行期日）

（昭和四一年七月一日厚生省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年七月十五日厚生省令第一五号）

この省令は、昭和四十二年一月十五日から施行する。

附 則（昭和四一年一月二三日厚生省令第一二号）

この省令中第十三条第二項の改正規定は昭和四十二年一月十日から、その他の規定は同年七月二十三日から施行する。

附 則（昭和四一年一〇月二日厚生省令第四三号）

この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号及び別表第三第六号の改正規定中生かきに係る部分は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四三年三月八日厚生省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年七月三日厚生省令第二六号）

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和四三年八月一日厚生省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年二月一日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年七月二十五日厚生省令第二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条並びに様式第一号及び第七号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一月五日厚生省令第三二号）抄

この省令は、昭和四十四年十一月十日から施行する。

附 則（昭和四五年一月一四日厚生省令第一号）

この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日厚生省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定並びに別表第五の改正規定

中食用緑色二号、食用緑色三号アルミニウムレーリキ、プロトカテキユ酸エチル、没食子酸イソアミル、亜硝酸カリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウムに係る部分は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月二三日厚生省令第六号）

この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和四六年二月二六日厚生省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年四月一七日厚生省令第一三号）

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月二三日厚生省令第四〇号）

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和四七年八月二九日厚生省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年一二月一三日厚生省令第五四号）

この省令は、昭和四十八年一二月一三日厚生省令第五四号）

この省令は、昭和四十八年六月十三日から施行する。

附 則（昭和四七年一二月二〇日厚生省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の三を第二条の四とする改正規定、第二条の二の改正規定、同条を第二条の三とする改正規定及び第二条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二八日厚生省令第二一号）

この省令は、昭和四八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四八年一二月八日厚生省令第五四号）

この省令は、昭和四八年十二月十日から施行する。

附 則（昭和四八年一二月二七日厚生省令第六〇号）

この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。

附 則（昭和四九年八月二七日厚生省令第三〇号）抄

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和四九年九月三〇日厚生省令第三五号）

この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の第五条第一項第一号のかん中魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊包装かまぼこに係る部分並びに同号のヨの規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年七月二五日厚生省令第三〇号）

この省令は、昭和五十年一月二十五日から施行する。

附 則（昭和五一年一二月一八日厚生省令第三三号）

この省令は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、様式第十四号の改正規定は、昭和五十一年一月一日から、第十五条の改正規定は、同年三月一日から施行する。

附 則（昭和五一年一二月一八日厚生省令第三三号）

この省令は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号ヨの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年四月三〇日厚生省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年八月二二日厚生省令第五四号）

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第二百三十八号及び第二百五号の三から第二百五号の八までに係る部分は、公布的日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五五年五月一一日厚生省令第一七号）

この省令は、公布的日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年九月六日厚生省令第三三号）

この省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年四月二八日厚生省令第三二号）

この省令は、公布的日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一〇日厚生省令第四二号）

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に存する食

品については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和五六六年六月二〇日厚生省令第四九号）

			この省令は、公布の日から施行する。
		附 則	(昭和五七年一月一四日厚生省令第一号)
			この省令は、公布の日から施行する。
		附 則	(昭和五七年二月一六日厚生省令第四号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令は、公布の日から施行する。
			昭和五十七年十一月三十日までに輸入される分割、細切等の処理が行われた獣畜の肉又は臓器に添付される証明書に記載すべき事項については、改正後の第二条の三第九号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
		附 則	(昭和五七年五月一七日厚生省令第二一号)
			この省令は、公布の日から施行する。
			昭和五十七年十一月三十日までに輸入される分割、細切等の処理が行われた獣畜の肉又は臓器に添付される証明書に記載すべき事項については、改正後の第二条の三第九号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
2 1			この省令は、公布の日から施行する。
		附 則	(昭和五七年八月二日厚生省令第三三号)
			この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。
		附 則	(昭和五七年九月二五日厚生省令第四五号)
			この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、様式第十四号の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。
2 1		附 則	(昭和五八年七月三〇日厚生省令第三四号)
			この省令は、昭和五十八年八月一日から施行する。
			この省令の施行の際現に食品衛生監視員が携帯する証票は、この省令による改正後の様式による証票とみなす。
		附 則	(昭和五八年八月二七日厚生省令第三六号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令による改正後の別表第二百八十号に掲げる化学的合成品に係る第五条第一項第一号に掲げる事項の記載は、同号の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の名称をもつてすることができます。
3			この省令による改正前の別表第五の上欄に掲げる添加物を含む食品で、平成三年六月三十日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この省令による改正後の第五条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。
		附 則	(昭和五九年一二月一九日厚生省令第五八号)
			この省令は、昭和六十一年二月一日から施行する。
		附 則	(昭和六〇年一二月二八日厚生省令第四八号)
			この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。
		附 則	(昭和六一年三月二七日厚生省令第二号)
			この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
		附 則	(昭和六一年五月三二日厚生省令第三五号)
			この省令は、公布の日から施行する。
		附 則	(昭和六一年一一月一一日厚生省令第五三号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第二に掲げる化学的合成品に係る同令第五条第一項第一号に掲げる事項の記載は、同号の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過する日までに製造され、加工され、又は輸入されたものの表示については、なお従前の名称をもつてすることができます。
		附 則	(昭和六二年二月一九日厚生省令第一一号)
			この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
		附 則	(昭和六三年七月二七日厚生省令第四六号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令は、公布の日から施行する。
		附 則	(昭和六二年二月一九日厚生省令第一一号)
			この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
		附 則	(昭和六三年七月二七日厚生省令第四六号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第二に掲げる化学的合成品に係る同令第五条第一項第一号に掲げる事項の記載は、同号の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過する日までに製造され、加工され、又は輸入されたものの表示については、なお従前の名称をもつてすることができます。
		附 則	(昭和六二年二月一九日厚生省令第一一号)
			この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
		附 則	(昭和六三年七月二七日厚生省令第四六号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令は、公布の日から施行する。
		附 則	(昭和六二年二月一九日厚生省令第一一号)
			この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
		附 則	(昭和六三年七月二七日厚生省令第四六号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第二に掲げる化学的合成品に係る同令第五条第一項第一号に掲げる事項の記載は、同号の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過する日までに製造され、加工され、又は輸入されたものの表示については、なお従前の名称をもつてすることができます。
		附 則	(昭和六二年二月一九日厚生省令第一一号)
			この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
		附 則	(昭和六三年七月二七日厚生省令第四六号)
			この省令は、公布の日から施行する。
2 1			この省令は、公布の日から施行する。
		附 則	(平成五年四月二八日厚生省令第二五号)
			この省令は、平成五年十一月一日から施行する。
		附 則	(平成六年二月二八日厚生省令第六号)
			この省令は、平成六年四月一日から施行する。
		附 則	(平成六年七月一日厚生省令第四七号) 抄
2 1			この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができます。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則 (平成元年五月二九日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による

附 則 (平成元年一月一八日厚生省令第四八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年五月二九日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の食品衛生法施行規則第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。

附 則 (平成三年一月一七日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成三年六月三十日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物に係る表示については、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。

附 則 (平成三年三月二七日厚生省令第一六号)

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成三年六月三十日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物に係る表示については、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。

附 則 (平成三年三月二七日厚生省令第一五号)

この省令は、平成四年十月一日より施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成四年十月一日より施行する。

附 則 (平成四年三月二六日厚生省令第一五号)

この省令は、平成四年四月一日より施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成四年四月一日より施行する。

附 則 (平成四年八月一三日厚生省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成四年八月一日より施行する。

附 則 (平成四年八月一三日厚生省令第六四号)

この省令は、平成四年八月十日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成四年八月十日から施行する。

附 則 (平成五年八月一七日厚生省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成五年八月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月一七日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成五年三月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月二八日厚生省令第二五号)

この省令は、平成六年二月一日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定に加える部分に加えられる。この省令による改正前の省令による改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える)は、平成六年二月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日厚生省令第四七号) 抄

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができます。

この省令による改正後の省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用され

2 平成十四年十一月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるこの省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第五の三に記載する下欄に掲げる加工食品（当該加工食品を原材料とするものとみなし）に係る表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一四年六月一〇日厚生労働省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年七月一日厚生労働省令第八九号）抄

（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成十四年七月四日）から施行する。

第一条 この省令は、平成一四年八月一日厚生労働省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年九月六日厚生労働省令第一一八号）

この省令は、食品衛生法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四号）の施行の日（平成十四年九月七日）から施行する。

附 則（平成一五年二月三日厚生労働省令第七号）抄

（施行期日）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則（平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八六号）抄

（施行期日）

この省令は、健康増進法の施行の日（平成十五年五月一日）から施行する。

第一条 この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則（平成一五年六月二六日厚生労働省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年七月三一日厚生労働省令第一一七号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、健康増進法等の一部改正に伴う経過措置

附 則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三三号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年八月二十九日）から施行する。

（食品衛生法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三三号）抄

（施行期日）

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年八月二十九日）から施行する。

（食品衛生法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三三号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月三一日厚生労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項第三号及び第四号の改正規定、同項第二号の次に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、平成十七年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第二十一条第一項第一号ミの規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令による改正前の食品衛生法施行規則第二十一条第一項第一号シに規定する栄養機能食品で、平成十八年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この省令による改正後の同号シの規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一七年二月二四日厚生労働省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二〇日厚生労働省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年二月六日厚生労働省令第一二号）抄

（施行期日）

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

（総合衛生管理製造過程の承認に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法施行規則第四条の二若しくは第四条の三又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第四条若しくは第五条の規定により厚生労働大臣に提出されている承認又は変更の承認に係る申請書に添付する資料については、第一条の規定による改正後の食品衛生法施行規則第十四条第二項第三号若しくは第五十五条第二項又は第二条の規定による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第四条第二項第三号若しくは第五条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（食品衛生法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七八号）

（施行期日）

1 この省令は、食品衛生監視票の同条第三項の規定による保存については、なお従前の例によることとする。

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の食品衛生法施行規則第三十七条の二第二項の規定により作成された食品衛生監視票の同条第三項の規定による保存については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一六年一月二四日厚生労働省令第一八一号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月三一日厚生労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項第三号及び第四号の改正規定、同項第二号の次に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、平成十七年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第二十一条第一項第一号ミの規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令による改正前の食品衛生法施行規則第二十一条第一項第一号シに規定する栄養機能食品で、平成十八年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この省令による改正後の同号シの規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一七年二月二四日厚生労働省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

コハク酸デンブンナトリウム、酢酸デンブン、酸化デンブン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブン、ヒドロキシプロピルデンブン、リン酸架橋デンブン、リン酸化デンブン若しくはリン酸モノエステル化リン酸架橋デンブンを含む食品又は添加物に係る食品衛生法施行規則第二十一項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二年三月二日厚生労働省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月四日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年八月二日厚生労働省令第一三八号)

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。この省令は、消費労働省令第一三八号、

附 則 (平成二年五月二八日厚生労働省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月一〇日厚生労働省令第一一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一一月一〇日厚生労働省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一一月一三日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月一九日厚生労働省令第八九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月一五日厚生労働省令第二二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月一〇日厚生労働省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月一一日内閣府・厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月一九日厚生労働省令第一五〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三一日内閣府・厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年九月一一日内閣府・厚生労働省令第一五〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二一日厚生労働省令第一五〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月一一日から施行する。)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二七日厚生労働省令第一五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月一三日厚生労働省令第九三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月一日から施行する。)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月一一日厚生労働省令第一五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月一九日厚生労働省令第一五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月二八日厚生労働省令第一六四号) (施行期日)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月二七日厚生労働省令第一五五号) (施行期日)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月一二日厚生労働省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月一五日厚生労働省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年八月六日厚生労働省令第九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年一〇月二二日厚生労働省令第一二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月四日厚生労働省令第一一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一〇日厚生労働省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一八日厚生労働省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年十一月二十五日から施行する。)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年八月八日厚生労働省令第九七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一七日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一〇日厚生労働省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第七〇号)

この省令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二七年四月一三日厚生労働省令第九三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一九日厚生労働省令第一二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一九日厚生労働省令第一一〇一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一八日厚生労働省令第一四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年九月一六日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年九月一六日厚生労働省令第一五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年七月三日厚生労働省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年一月二六日厚生労働省令第一三三号)

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年十二月一日）から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年六月六日厚生労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日） 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号) 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年一一月七日厚生労働省令第六八号)

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一一月二七日厚生労働省令第六七号)

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条第

三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則 (令和二年一月一五日厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月二七日厚生労働省令第五〇号) 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行の日

（令和二年六月一日）から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日厚生労働省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一八日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年七月一四日厚生労働省令第一四〇号) 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、令和二年十二月十五日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行規則第七十三条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月四日厚生労働省令第一九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

（経過措置） 第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年一月五日厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月八日厚生労働省令第一七九号)

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年八月三〇日厚生労働省令第一一九号)

（経過措置） この省令の施行の際現に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の許可を受けて食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十一条第三十号の営業（この省令による改正後の食品衛生法施行規則第六十六条の十に規定する食品を製造する営業に限る。次項及び第四項において同じ。）を行っている者は、この省令の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）に法第五十七条第一項の規定による届出を行ったものとみなす。

3 この省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）第九条の規定により法第五十五条第一項の許可を受けないで営業を行っている者は、法第五十七条第一項の規定にかかるはず、施行日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに、同項の規定による届出をしなければならない。

4 営業を行おうとする者が、施行日前に行つた法第五十五条第一項の許可の申請であつて、この省令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの（営業に係るものに限る。）は、施行日に法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

附 則 (令和四年八月三〇日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一〇月二六日厚生労働省令第一五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一月一九日厚生労働省令第七七号)

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 2 この省令の施行の際現に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の許可を受けて食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十一条第三十号の営業（この省令による改正後の食品衛生法施行規則第六十六条の十に規定する食品を製造する営業に限る。次項及び第四項において単に「営業」という。）を行っている者は、この省令の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）に法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）第九条の規定により法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

一項の許可を受けないで営業を行つてゐる者は、法第五十七条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに、同項の規定による届出をしなければならない。

4 営業を行おうとする者が、施行日前に行つた法第五十五条第一項の許可の申請であつて、この省令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの（営業に係るものに限る。）は、施行日に法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

附則（令和五年七月一六日厚生労働省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第七項に規定する営業（同法第六十八条第三項に規定する場合を含む。）を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の食品衛生法施行規則第六十七条の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月一日厚生労働省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月一九日厚生労働省令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月一九日厚生労働省令第六五号）抄

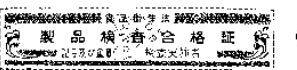
（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の廃止）

第二条 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年厚生労働省令第百三号）は、廃止する。

様式第1号（第二十六条関係）



備考 1 この用紙の大きさは、甲は縦22ミリメートル、横104ミリメートル、乙は縦14ミリメートル、横55ミリメートル、丙は縦14ミリメートル、横30ミリメートルとする。
2 記号は、次の表の区分によるものとする。

A	
B	
C	タール色素
D	
E	
F	
G	
H	
I	
J	
K	
L	
M	
N	
P	

3 重量は、甲及び乙にあつては三桁のアラビヤ数字をもつて、例えば「015」のように表わし、丙にあつては一桁のアラビヤ数字をもつて、例えば「1」のように表わすものとする。この場合、小数点以下は四捨五入するものとし、単位がキログラムのときは、末尾に「kg」の文字を附するものとする。

4 検査実施者は、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市等市長又は登録検査機関とする。

様式第二号から様式第四号まで
様式第五号（第三十八条関係）

削除

様式第五号(第三十八条関係)	
	登録申請書
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
所 在 地	
名 称	
代表者の氏名	
第25条第1項 食品衛生法 第26条第1項 の登録検査機関の登録を受けたいので、同法第31条の規定 第26条第2項 第26条第3項	
により次のとおり申請します。	
1 製品検査の種類	
2 製品検査を行う事業所の名称及び所在地	
備考	
1 用紙の大きさは、A列4番とすること。 2 製品検査の種類は、食品衛生法別表の第1欄に掲げる製品検査の種類を記入すること。 3 第38条各号に掲げる書類を添付すること。 4 収入印紙は、消印をしないこと。	

様式第六号(第三十九条関係)

收	入
印	紙

登録更新申請書

年月日

厚生労働大臣 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

第25条第1項
第26条第1項
食品衛生法 第26条第2項 の登録検査機関の登録の更新を受けたいので、同法第34条
第26条第3項

第1項の規定により、次とおり申請します。

- 1 登録番号
 - 2 登録の有効期限 年 月 日
 - 3 製品検査の種類
 - 4 製品検査を行う事業所の名称及び所在地
- 備考
- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
 - 2 第39条各号に掲げる書類を添付すること。
 - 3 収入印紙は、消印をしないこと。

様式第七号(第四十一条関係)

事 業 所	設 置
廢 止	届
變 更	

年月日

厚生労働大臣 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

製品検査を行う事業所を 設置
廃止 したいので、食品衛生法第36条第1項の規定により次
変更

のとおり届け出ます。

- 設置
1 廃止 しようとする事業所の名称及び所在地
変更
- 設置
2 廃止 の理由及び 廃止 の予定年月日
変更
- 設置
3 廃止 しようとする事業所における製品検査のための機械器具その他の設備
変更
- 備考
- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
 - 2 変更届にあっては、1及び3は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第八号(第四十一条関係)
登録事項変更届

年月日

厚生労働大臣 殿

所在地

名称

代表者の氏名

次の事項の変更について、食品衛生法第36条第2項の規定により届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更の年月日

備考

1 用紙の大きさは、A列4番とすること。

2 変更の内容については、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第九号(第四十二条関係)
業務規程認可申請書

年月日

厚生労働大臣 殿

所在地

名称

代表者の氏名

業務規程の認可を受けたいので、食品衛生法第37条第1項の規定により別添のとおり申請します。

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第十号(第四十二条関係)
業務規程変更認可申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

業務規程の変更の認可を受けたいので、食品衛生法第37条第1項の規定により別添のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考

1 用紙の大きさは、A列4番とすること。

2 1は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第十一号(第四十三条関係)
業務 休止 許可申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

製品検査の業務の 全部 の 休止 の許可を受けたいので、食品衛生法第38条の規定により次のとおり申請します。

1 休止 しようとする製品検査の業務の範囲

2 休止 の年月日

3 休止の期間

4 休止 の理由

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第十二号(第四十七条関係)

(表 面)

12cm

第 号 氏 名 官 职 名 生年月日 食品衛生法第四十七条第一項の規定による立入検査等を行ふ職員の証 発行年月日 厚生労働大臣又は地方厚生局長	写 真
--	------------

mm 8

この証票を携帯する者は、食品衛生法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その關係条文は、次のとおりである。

食品衛生法抜粋

第四十七条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対して、その業務若しくは監視の状況に關係を有せ、又は該職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることが得である。第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十八条(第一項略)

前項の規定により当該職員に臨検検査又は取引をさせる場合においては、これに身分を示す証票を携帯せしむる者、關係者の請求があるときは、これを提示せなければならぬ。い。 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(裏 面)

第二十八条(第一項略)	この証票を携帯する者は、食品衛生法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その關係条文は、次のとおりである。 食品衛生法抜粋 第四十七条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対して、その業務若しくは監視の状況に關係を有せ、又は該職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることが得である。第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。
-------------	---

様式第十三号(第六十六条関係)

12cm

(表面)

8cm

	<p>写 真</p>
<p>第 号</p> <p>官職名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>発行年月日</p> <p>食品衛生法施行令第三十三条第一項の規定による立入検査等を行う職員の証</p>	<p>所属庁</p> <p>所属庁印</p>

(裏面)

この証明書を携帯する者は、食品衛生法施行令により立入検査又は質問をする職

權を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

食品衛生法施行令抜粋

(立入検査)

第三十三条 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その

職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、

書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、閑

係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはな

らない。

A列4

様式第十五号(第七十六条關係)

F 食中毒事件調査結果報告書

都道府県知事等

厚生労働大臣 聞

令和 年 月分食中毒事件調査の結果を下記の通り報告する。

食中毒事件票

(内講)

A列4番

別表第一（第十二条関係）

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十	別表第一 （第十二種関係） 一 亞鉛塩類（グルコン酸亞鉛及び硫酸亜鉛に限る。） 二 亞塩素酸水 三 亞塩素酸ナトリウム 四 亞酸化窒素 五 アジピン酸 六 亞硝酸ナトリウム 七 L-アスコルビン酸（別名ビタミンC） 八 L-アスコルビン酸カルシウム 九 L-アスコルビン酸2-グルコシド 十 L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル（別名ビタミンCステアレート） 十一 L-アスコルビン酸ナトリウム（別名ビタミンCナトリウム） 十二 L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル（別名ビタミンCパルミテート） 十三 アスピラギナーゼ 十四 L-アスパラギン酸ナトリウム 十五 アスパルテーム（別名L-アスパルチル-L-フェニルアラニンメチルエステル） 十六 アセスルファムカリウム（別名アセスルファムK） 十七 アセチル化アジピン酸架橋デンプン 十八 アセチル化化デング 十九 アセトアルデヒド 二十 アセト酢酸エチル 二十一 アセトフェノン 二十二 アセトン 二十三 アセレン酸ナトリウム 二十四 アゾキシストロビン 二十五 アドバンテーム 二十六 アニスアルデヒド（別名パラメトキシンベンズアルデヒド） 二十七 β-アボ-8-カロテナール 二十八 （3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物 二十九 アミルアルコール 三十 α-アミルシンナムアルデヒド（別名α-アミルシンナミックアルデヒド） 三十一 D,L-アラニン 三十二 亞硫酸水素アンモニウム水 三十三 亞硫酸ナトリウム（別名亜硫酸ソーダ） 三十四 L-アルギニン-1-グリタミン酸塩 三十五 アルギン酸アンモニウム 三十六 アルギン酸カリウム 三十七 アルギン酸カルシウム 三十八 アルギン酸ナトリウム 三十九 アルギン酸プロピレンジカルエステル 四十 アルゴン 四十一 安息香酸 四十二 安息香酸 四十三 安息香酸ナトリウム 四十四 アントラニル酸メチル（別名アンスラニル酸メチル） 四十五 アンモニア 四十六 アンモニウムイソバレート 四十七 イオノン（別名ヨノン） 四十八 イオン交換樹脂 四十九 イソアミルアルコール 五十 イソオイゲノール 五一 イソ吉草酸イソアミル 五二 イソ吉草酸エチル 五三 イソキノリン 五四 イソチオシアネート類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。） 五五 イソチオシアニ酸アリル（別名揮発ガイシ油） 五六 イソバレルアルデヒド 五七 イソブタノール 五八 イソブチルアミン 五九 イソブチルアルデヒド（別名イソブタナール） 六十 イソブロピル 六一 イソブチルアミン 六二 イソペンチルアミン 六三 イソロイシン 六四 イマザリル 六五 インドール及びその誘導体 六六 5-イノシン酸二ナトリウム（別名5-イノシン酸ナトリウム） 六七 5-ウリジル酸二ナトリウム（別名5-ウリジル酸ナトリウム） 六八 ベ-ウンデカラクトン（別名ウンデカラクトン） 六九 エステルガム 七十 エステル類 七十一 2-エチル-3・5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3・6-ジメチルピラジンの 混合物 七十二 エチルバニリソ（別名エチルワニリソ） 七十三 2-エチルピリジン 七十四 3-エチルピリジン 七十五 2-エチル-3-メチルピラジン 七十六 2-エチル-5-メチルピラジン 七十七 2-エチル-6-メチルピラジン 七十八 5-エチル-2-メチルピリジン 七十九 エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム（別名EDTAカルシウム二ナトリウム） 八十 エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム（別名EDTAカルシウム二ナトリウム） 八一 エーテル類 八二 エリソルビン酸（別名イソアスコルビン酸） 八三 エリソルビン酸ナトリウム（別名イソアスコルビン酸ナトリウム） 八四 エルゴカルシフェロール（別名カルシフェロール又はビタミンD ₂ ） 八五 塩化アンモニウム 八六 塩化カリウム 八七 塩化カルシウム 八八 塩化第二鉄 八九 塩化マグネシウム 九十
--	--

九十一	オイグノール
九十三	オクタナール（別名オクチルアルデヒド又はカブリルアルデヒド）
九十四	オクタン酸エチル（別名カブリル酸エチル）
九十五	オクテニルコハク酸デンブンナトリウム
九十六	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム
九十七	オレイン酸ナトリウム
九十八	過酢酸
九十九	過酸化水素
百一	過酸化ベンゾイル
百一	カゼイントリウム
百二	過硫酸アンモニウム
百三	カルボキシメチルセルロースカルシウム（別名纖維素グリコール酸カルシウム）
百四	カルボキシメチルセルロースナトリウム（別名纖維素グリコール酸ナトリウム）
百五	～カロテン（別名～カロチン）
百六	カントキサンチン
百七	ギ酸イソアミル
百八	ギ酸ジラニル
百九	ギ酸ジトロネリル
百十	キシリトール（別名キシリット）
百十一	キチングルカン
百十二	5-ヒドロキシメチルセロースナトリウム（別名5-ヒドロキシメチル酸カルシウム）
百十三	クエン酸
百十四	クエン酸イソプロピル
百十五	クエン酸三エチル
百十六	クエン酸一カリウム及びクエン酸三カリウム
百十七	クエン酸カルシウム
百十八	クエン酸第一鉄ナトリウム（別名クエン酸鉄ナトリウム）
百十九	クエン酸鉄
百二十	クエン酸三ナトリウム（別名クエン酸ナトリウム）
百二十一	グリシン
百二十二	グリセリン（別名グリセロール）
百二十三	グリセリン脂肪酸エステル
百二十四	グリセロリン酸カルシウム
百二十五	グリチルリチン酸二ナトリウム
百二十六	グリセロルタラクトン（別名グルコノラクトン）
百二十七	グルコン酸
百二十八	グルコン酸カリウム
百二十九	グルコン酸カルシウム
百三十	グルコン酸カルボン酸第一鉄（別名グルコン酸鉄）
百三十一	グルコン酸第一鉄（別名グルコン酸鉄）
百三十二	グルコン酸ナトリウム
百三十三	グルタミルバリルグリシン
百三十四	グルコニン酸カリウム
百三十五	L-グルタミン酸カルシウム
百三十六	L-グルタミン酸アントリウム
百三十七	L-グルタミン酸カリウム
百三十八	L-グルタミン酸カルボン酸アリル
百三十九	過酸化水素
百四十	過酸化ベンゾイル
百四十一	過酸化ベニズイル
百四十二	過酸化水素
百四十三	オクタナール
百四十四	オクタナール（別名オクチルアルデヒド又はカブリルアルデヒド）
百四十五	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百四十六	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム
百四十七	オレイン酸ナトリウム
百四十八	過酢酸
百四十九	過酸化水素
百五十	オイグノール
百五十一	オクタナール
百五十二	オルトフェニルフェノール（別名ビタミンD ₃ ）
百五十三	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百五十四	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百五十五	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百五十六	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百五十七	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百五十八	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百五十九	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十一	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十二	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十三	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十四	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十五	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十六	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十七	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十八	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百六十九	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十一	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十二	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十三	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十四	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十五	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十六	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十七	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十八	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百七十九	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百八十	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百八十一	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百八十二	オクタナール（別名カブリル酸エチル）
百八十三	オクタナール（別名カブリル酸エチル）

百三十八	L-グルタミン酸ナトリウム（別名グルタミン酸ソーダ）
百三十九	L-グルタミン酸マグネシウム
百四十	ケイ酸カルシウム
百四十一	ケイ酸マグネシウム
百四十二	ケイ皮酸
百四十三	ケイ皮酸エチル
百四十四	ケイ皮酸メチル
百四十五	ケトン類
百四十六	ゲラニオール
百四十七	高度サラシ粉
百四十八	コハク酸
百四十九	コハク酸二ナトリウム
百五十	コハク酸二ナトリウム
百五十一	コレカルシフェロール（別名ビタミンD ₃ ）
百五十二	コンドロイチン硫酸ナトリウム
百五十三	酢酸イソアミル
百五十四	酢酸エチル
百五十五	酢酸カルシウム
百五十六	酢酸ゲラニル
百五十七	酢酸シクロヘキシル
百五十八	酢酸シトロネリル
百五十九	酢酸シンナミル
百六十	酢酸テルビニル
百六十一	酢酸デンブン
百六十二	酢酸ナトリウム
百六十三	酢酸ビニル樹脂
百六十四	酢酸フェネチル
百六十五	酢酸ブチル
百六十六	酢酸ベンジル
百六十七	酢酸1-メンチル（別名1-酢酸メンチル）
百六十八	酢酸リナリル
百六十九	サツカリン
百七十	サツカリンカルシウム
百七十一	サツカリンナトリウム（別名溶性サツカリン）
百七十二	サリチル酸メチル
百七十三	酸化カルシウム
百七十四	酸化デンブン
百七十五	酸化マグネシウム
百七十六	三二酸化鉄（別名三酸化二鉄又はベンガラ）
百七十七	次亜塩素酸水
百七十八	次亜塩素酸ナトリウム（別名次亜塩素酸ソーダ）
百七十九	次亜臭素酸水
百八十	次亜硫酸ナトリウム（別名ハイドロサルファイト）
百八十一	次亜硫酸ナトリウム（別名ハイドロサルファイト）
百八十二	2・3-ジエチルピラジン
百八十三	2・3-ジエチル-5-メチルピラジン
百八十四	シクロヘキシルプロピオン酸アリル

百八十四	L—システイン塩酸塩	五百一 —シチジル酸二ナトリウム（別名5—シチジル酸ナトリウム）
百八十五	5—シチジル酸二ナトリウム（別名ユーカリプトール）	五百一 ジフェニル（別名ビフェニル）
百八十六	シトラール	五百一 ジフェノコナゾール
百八十七	シトロネラール	五百一 ジブチルヒドロキシトルエン
百八十八	シトロネロール	五百一 ジベンゾイルチアミン
百八十九	1・8—シネオール（別名ユーカリプトール）	五百一 ジベンゾイルチアミン塩酸塩
百九十一	ジフェニル（別名ビフェニル）	五百一 脂肪酸類
百九十二	シトロネラール	五百一 脂肪族高級アルコール類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
百九十三	ジブチルヒドロキシトルエン	五百一 脂肪族高級アルデヒド類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
百九十四	ジベンゾイルチアミン塩酸塩	五百一 脂肪族高級炭化水素類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
百九十五	脂肪酸類	五百一 脂肪族高級アルコール類
百九十六	脂肪族高級アルコール類	五百一 脂肪族高級アルデヒド類
百九十七	脂肪族高級炭化水素類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）	五百一 脂肪族高級炭化水素類
百九十八	2・3—ジメチルビラジン	五百一 2・3—ジメチルビラジン
百九十九	2・5—ジメチルビラジン	五百一 2・6—ジメチルビラジン
二百〇一	2・6—ジメチルビラジン	五百一 2・6—ジメチルビラジン
二百〇二	ジフェニル（別名ビフェニル）	五百一 ジフェニル（別名ビフェニル）
二百〇三	臭素酸カリウム	五百一 臭素酸カリウム
二百〇四	D—酒石酸（別名d—酒石酸）	五百一 D—酒石酸（別名d—酒石酸）
二百〇五	L—酒石酸（別名d—酒石酸）	五百一 L—酒石酸（別名d—酒石酸）
二百〇六	L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）	五百一 L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）
二百〇七	L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）	五百一 L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）
二百〇八	L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）	五百一 L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）
二百〇九	L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）	五百一 L—酒石酸カリウム（別名d—酒石酸カリウム）
ム	D—酒石酸水素カリウム（別名d—酒石酸水素カリウム又はD—重酒石酸カリウム）	D—酒石酸水素カリウム（別名d—酒石酸水素カリウム又はD—重酒石酸カリウム）
二百十一	L—酒石酸水素カリウム（別名d—酒石酸水素カリウム又はL—重酒石酸カリウム）	L—酒石酸水素カリウム（別名d—酒石酸水素カリウム又はL—重酒石酸カリウム）
二百十二	D—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）	D—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）
二百十三	L—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）	L—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）
二百十四	硝酸カリウム	硝酸カリウム
二百十五	硝酸ナトリウム	硝酸ナトリウム
二百十六	食用赤色二号（別名アマランス）及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色二号（別名アマランス）及びそのアルミニウムレーキ
二百十七	D—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）	D—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）
二百十八	L—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）	L—酒石酸ナトリウム（別名d—酒石酸ナトリウム）
二百十九	硫酸カリウム	硫酸カリウム
二百二十	硫酸ナトリウム	硫酸ナトリウム
二百二十一	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）
二百二十二	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰、無水物の場合にあつては別名炭酸ソーダ、無水物の場合にあつては別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰、無水物の場合にあつては別名炭酸ソーダ、無水物の場合にあつては別名ソーダ灰）
二百二十三	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）
二百二十四	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）
二百二十五	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）
二百二十六	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）
二百二十七	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）
二百二十八	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）	硫酸ナトリウム（別名ソーダ灰）
二百二十九	シリコーン樹脂（別名ボリジメチルシロキサン）	シリコーン樹脂（別名ボリジメチルシロキサン）
二百三十	シンナミルアルコール（別名ケイ皮アルコール）	シンナミルアルデヒド（別名ケイ皮アルデヒド）
二百三十一	シンナムアルデヒド（別名ケイ皮アルデヒド）	シンナムアルデヒド（別名ケイ皮アルデヒド）
二百三十二	水酸化カリウム（別名カセイカリ）	水酸化カリウム（別名カセイカリ）
二百三十三	水酸化カルシウム（別名消石灰）	水酸化カルシウム（別名消石灰）
二百三十四	水酸化ナトリウム（別名カセイソーダ）	水酸化マグネシウム
二百三十五	水酸化マグネシウム	スクロース（別名トリクロロガラクトスクロース）
二百三十六	スクロース（別名トリクロロガラクトスクロース）	スクロース（別名トリクロロガラクトスクロース）
二百三十七	ステアリン酸カルシウム	ステアリン酸カルシウム
二百三十八	ステアリン酸マグネシウム	ステアロイル乳酸カルシウム
二百三十九	ステアロイル乳酸カルシウム（別名ステアリル乳酸カルシウム）	ステアロイル乳酸カルシウム
二百四十	ソルビタン脂肪酸エステル	ソルビタン脂肪酸エステル
二百四十一	D—ソルビット（別名D—ソルビット）	D—ソルビット（別名D—ソルビット）
二百四十二	ソルビン酸	ソルビン酸
二百四十三	ソルビン酸カリウム	ソルビン酸カリウム
二百四十四	ソルビン酸カリウム	ソルビン酸カリウム
二百四十五	ソルビン酸カルシウム	ソルビン酸カルシウム
二百四十六	炭酸アンモニウム	炭酸アンモニウム
二百四十七	炭酸カリウム（無水）	炭酸カリウム（無水）
二百四十八	炭酸カルシウム	炭酸カルシウム
二百四十九	炭酸水素アンモニウム（別名重炭酸アンモニウム）	炭酸水素アンモニウム（別名重炭酸アンモニウム）
二百五十	炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム）	炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム）
二百五十一	炭酸水素ナトリウム（別名重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダ）	炭酸水素ナトリウム（別名重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダ）
二百五十二	炭酸ナトリウム（結晶物の場合にあつては別名炭酸ソーダ、無水物の場合にあつては別名ソーダ灰）	炭酸ナトリウム（結晶物の場合にあつては別名炭酸ソーダ、無水物の場合にあつては別名ソーダ灰）
二百五十三	炭酸マグネシウム	炭酸マグネシウム
二百五十四	チアベンダゾール	チアベンダゾール
二百五十五	チアミン塩酸塩（別名ビタミンB ₁ 塩酸塩）	チアミン塩酸塩（別名ビタミンB ₁ 塩酸塩）
二百五十六	チアミン硝酸塩（別名ビタミンB ₁ 硝酸塩）	チアミン硝酸塩（別名ビタミンB ₁ 硝酸塩）
二百五十七	チアミンセチル硫酸塩（別名ビタミンB ₁ セチル硫酸塩）	チアミンセチル硫酸塩（別名ビタミンB ₁ セチル硫酸塩）
二百五十八	チアミンチオシアノ酸塩（別名ビタミンB ₁ ロダン酸塩）	チアミンチオシアノ酸塩（別名ビタミンB ₁ ロダン酸塩）
二百五十九	チアミンナフタレン—1・5—ジスルホン酸塩（別名チアミンナフタレン—1・5—ジスルホン酸塩又はビタミンB ₁ ナフタレン—1・5—ジスルホン酸塩）	チアミンナフタレン—1・5—ジスルホン酸塩（別名チアミンナフタレン—1・5—ジスルホン酸塩又はビタミンB ₁ ナフタレン—1・5—ジスルホン酸塩）
二百六十	チアミンラウリル硫酸塩（別名ビタミンB ₁ ラウリル硫酸塩）	チアミンラウリル硫酸塩（別名ビタミンB ₁ ラウリル硫酸塩）
二百六十一	チオエーテル類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）	チオエーテル類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
二百六十二	チオール類（別名チオアルコール類）（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）	チオール類（別名チオアルコール類）（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
二百六十三	L—テアニン	L—テアニン
二百六十四	デカナール（別名デシルアルデヒド）	デカナール（別名デシルアルデヒド）
二百六十五	デカノール（別名デシルアルコール）	デカノール（別名デシルアルコール）
二百六十六	デカン酸エチル（別名カプリエン酸エチル）	デカン酸エチル（別名カプリエン酸エチル）
二百六十七	鉄クロロフィリンナトリウム	鉄クロロフィリンナトリウム
二百六十八	5・6・7・8—テトラヒドロキノキサリン	5・6・7・8—テトラヒドロキノキサリン
二百六十九	2・3・5・6—テトラメチルピラジン	2・3・5・6—テトラメチルピラジン

三百六十一	s e c — プチルアミン
三百六十二	プチルアルデヒド
三百六十三	フルジオキソニル
三百六十四	フルラール及びその誘導体 (毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
三百六十五	フルラール酸 (別名フルラール酸ナトリウム)
三百六十六	フルラール酸イソアミル
三百六十七	プロピオン酸エチル
三百六十八	プロピオノール
三百六十九	プロピオノン酸 (別名フルラール酸)
三百七十	プロピオノン酸エチル
三百七十一	プロピオノン酸カルシウム
三百七十二	プロピオノン酸ナトリウム
三百七十三	プロピオノン酸ベニジル
三百七十四	プロピオノン酸ベンジル
三百七十五	プロピコナゾール
三百七十六	プロビルアミン
三百七十七	プロビレングリコール
三百七十八	プロビレングリコール脂肪酸エステル
三百七十九	ヘキサン酸アリル (別名カブロン酸)
三百八十一	ヘキサン酸エチル (別名カブロン酸エチル)
三百八十二	ヘキシリアルアミン
三百八十三	ヘプタン酸エチル (別名エナント酸エチル)
三百八十四	1-ペリルアルデヒド (別名1-ペリラアルデヒド)
三百八十五	ベンジルアルコール
三百八十六	ベンズアルデヒド
三百八十七	2-ペンタノール (別名s e c — アミルアルコール)
三百八十八	ベンチルアミン
三百八十九	t r a n s — 2-ペンテナール
三百九十一	芳香族アルコール類 (毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
三百九十二	芳香族アルデヒド類 (毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
三百九十三	没食子酸プロピル
三百九十四	ボリアクリル酸ナトリウム
三百九十五	ボリイソブチレン (別名ブチルゴム)
三百九十六	ボリソルベート二〇
三百九十七	ボリソルベート六〇
三百九十八	ボリソルベート六五
三百九十九	ボリソルベート八〇
四百一	ボリビニルアルコール (別名ボバール)
四百二	ボリビニルビロリドン
四百三	ボリビニルポリビロリドン (別名ボバール)
四百四	ボリブテン (別名ボリブチレン)
四百五	ボリリン酸カリウム
四百六	ボリリン酸ナトリウム
d — ボルネオール	
四百八	マルトール (別名D—マンニツト)
四百九	D—マンニトール (別名D—マンニツト)
四百十	メタリン酸カリウム
四百十一	メタリン酸ナトリウム
四百十二	D L — メチオニン
四百十三	L — メチオニン
四百十四	N — メチルアントラニル酸メチル (別名N — メチルアンスラニル酸メチル)
四百十五	5 — メチルキノキサリン
四百十六	6 — メチルキノリン
四百十七	5 — メチル — 6 · 7 — ジヒドロ — 5 H — シクロペンタピラジン
四百十八	メチセルロース
四百十九	1 — メチルナフタレン
四百二十	メチルアントラニル酸メチル (別名N — メチルアンスラニル酸メチル)
四百二十一	2 — メチルブタノール
四百二十二	2 — メチルブタノール
四百二十三	3 — メチル — 2 — ブタノール
四百二十四	2 — メチルブチルアーデヒド
四百二十五	3 — メチルブチルアーデヒド
四百二十六	tr a n s — 2 — メチル — 2 — ブタノール
四百二十七	3 — メチル — 2 — ブテナール
四百二十八	3 — メチル — 2 — ブテノール
四百二十九	メチルヘスペリジン (別名溶性ビタミンP)
四百三十	d 1 — メントール (別名d 1 — ハツカ脳)
四百三十一	1 — メントール (別名ハツカ脳)
四百三十二	モルホリン脂肪酸塩
四百三十三	葉酸
四百三十四	酪酸
四百三十五	酪酸イソアミル
四百三十六	酪酸エチル
四百三十七	酪酸シクロヘキシリ
四百三十八	酪酸ブチル
四百三十九	ラクトン類 (毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
四百四十	L — リシンL — アスパラギン酸塩 (別名L — リジンL — アスパラギン酸塩)
四百四十一	L — リシン塩酸塩 (別名L — リジン塩酸塩)
四百四十二	L — リシンL — グルタミン酸塩 (別名L — リジンL — グルタミン酸塩)
四百四十三	リナロオール (別名リナロール)
四百四十四	5 — リボヌクレオチドカルシウム (別名5 — リボヌクレオタイドカルシウム)
四百四十五	5 — リボヌクレオチド二ナトリウム (別名5 — リボヌクレオタイドナトリウム又は5 — リボヌクレオチドナトリウム)
四百四十六	リボフラビン (別名ビタミンB ₂)
四百四十七	リボフラビン 酯酸エステル (別名ビタミンB ₂ 酯酸エステル)
四百四十八	リボフラビン5 — リボヌクレオチドカルシウム (別名リボフラビンリボヌクレオチドカルシウム又はビタミンB ₂ リボヌクレオチドカルシウム)
四百四十九	硫酸

四百五十
硫酸アルミニウムアンモニウム（結晶物の場合にあつては別名アンモニウムミヨウバ
ン、乾燥物の場合にあつては別名焼アンモニウムミヨウバン）
四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム（結晶物の場合にあつては別名ミヨウバン又はカリミヨ
ウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミヨウバン）
四百五十二 硫酸アンモニウム
四百五十三 硫酸カリウム
四百五十四 硫酸カルシウム
四百五十五 硫酸第一鉄
四百五十六 硫酸ナトリウム
四百五十七 硫酸マグネシウム
四百五十八 DL-リソノ酸（別名dL-リソノ酸）
四百五十九 DL-リソノ酸ナトリウム（別名dL-リソノ酸ナトリウム）
四百六十 リン酸
四百六十一 リン酸架橋デンブン
四百六十二 リン酸化デンブン
四百六十三 リン酸三カリウム（別名第三リン酸カリウム）
四百六十四 リン酸三カルシウム（別名第三リン酸カルシウム）
四百六十五 リン酸三マグネシウム（別名第三リン酸マグネシウム）
四百六十六 リン酸水素二アンモニウム（別名リン酸二アンモニウム）
四百六十七 リン酸二水素アンモニウム（別名リン酸一アンモニウム）
四百六十八 リン酸水素二カリウム（別名リン酸二カリウム）
四百六十九 リン酸二水素カリウム（別名リン酸一カリウム）
四百七十 リン酸一水素カルシウム（別名第二リン酸カルシウム）
四百七十一 リン酸二水素カルシウム（別名第一リン酸カルシウム）
四百七十二 リン酸水素二ナトリウム（別名リン酸二ナトリウム）
四百七十三 リン酸二水素ナトリウム（別名リン酸一ナトリウム）
四百七十四 リン酸一水素マグネシウム
四百七十五 リン酸三ナトリウム（別名第三リン酸ナトリウム）
四百七十六 リン酸モノエステル化リン酸架橋デンブン

別表第十一（第三十二条関係）
原塩
コブラ
食用油脂の製造に用いる動物性又は植物性原料油脂
粗糖
粗留アルコール
糖みつ
麦芽
ホップ
別表第十二（第三十二条関係）
一 食品製造用の機械
アルミニウム製の器具又は容器包装
ステンレス製の器具又は容器包装
無色のガラス製の器具又は容器包装
二 アルファ化米
エチルアルコール
大麦
小麦
米
サフラワーの種子
蒸留酒
食品（食肉製品を除く。）を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱
殺菌したもの（缶詰食品及び瓶詰食品を除く。）
植物性たん白
そば
大豆
でん粉（タピオカでん粉を除く。）
動物性油脂（魚及び海棲哺乳動物の油脂を除く。）
菜種
ひまわりの種子
もろこし
ライ麦
アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は
容器包装

貨物の通関する場所	名称	検疫所の
北海道		
青森県	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	
千葉県（成田市、香取郡大栄町、香取郡多古町及び山武郡芝山町に限る。）	成田空港	仙台 小樽

輸入届出書を提出した日から三年間	輸入届出書を提出した日から一年間	輸入届出書を提出した日から一年間
茨城県 柏木県 群馬県 埼玉県 千葉県（成田空港検疫所の担当区域を除く。） 東京 東京 都 神奈川県（川崎市に限る。） 山梨県 長野県 神奈川県（東京検疫所の担当区域を除く。） 新潟県 富山県 石川県 静岡県 岐阜県 愛知県 三重県 和歌山県（新宮市及び東牟婁郡に限る。） 福井県 滋賀県 京都府 大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く。） 奈良県 和歌 山県（名古屋検疫所の担当区域を除く。） 大阪府（関西国際空港に限る。） 兵庫県 岡山県 徳島県 香川県 鳥取県 島根県 広島県 愛媛県 高知県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 備考 この表に掲げる区域は、平成三年九月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。	那覇 福岡 広島 那覇 福岡 神戸 関西空港 新潟 横浜 名古屋 大阪 新潟 横浜	

三 次の食品、添加物、器具又は容器包装であつて、第三十二条第四項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前三年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。

あん類

一時的に貯蔵した果実及び果皮
煎つたコーヒー豆又はそれをひいたもの
いなごの水煮

魚の卵（乾燥したものに限る。）
魚のつくだ煮
魚又は海棲哺乳動物の油脂

オートミール
海藻

カカオ豆（煎つたものを除く。）
果実酒の原酒

加熱後摂取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。）

ギムネマ茶

原料用果汁
穀物、豆類又はいも類の粉

ココア製品（粉末清涼飲料を除く。）
コーヒーのエキス

コーンフレーク
こんにゃく
食塩
植物性クリーミングパウダー

ショートニング
清酒
茶
チョコレート
糖類
杜仲茶

煮豆
はちの子の水煮
はちの巣入りはちみつ
パン類
パン・ミックス
ビール
マーガリン
マテ茶
みりん
麺類
野菜の水煮
野菜のピューレ又はペースト
冷凍果実（製造し、又は加工した果実を凍結させたものを除く。）
冷凍野菜（製造し、又は加工した野菜を凍結させたものを除く。）

輸入届出書を提出した日から一年間

輸入届出書を

別表第一に掲げる添加物以外の添加物（法第十三条第一項の規定により基準又は規格が定められてるもの）を除く。）
合成樹脂製の器具又は容器包装

別表第十三（第三十七条、第四十条関係）

記載すべき事項

標準作業書

機械器具保

の種類

守管理標準

機械器具の名称

二 常時行うべき保守点検（計器にあつては、校正を含む。）の方法

三 定期的な保守点検に関する計画

四 故障が起こった場合の対応（測定中に故障が起こった場合にあつては、試験品の取り扱いを含む。）の方法

五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領

六 試薬、試液、培地、標準品、標準液及び標準微生物の株（以下「試薬等」という）の容器にすべき表示の方法

七 試薬等の管理に関する注意事項

八 試薬等の管理に関する記録の作成要領

九 動物飼育室の管理の方法

十 動物の受領に当たつての注意事項

十一 動物の飼育の方法

十二 動物の健康観察の方法

十三 疾病にかかり、又はその疑いのある動物の取扱いの方法

十四 動物飼育室の管理の方法

十五 動物の飼育に関する記録の作成要領

十六 動物の飼育に関する記録の作成要領

十七 動物の飼育に関する記録の作成要領

十八 動物の飼育に関する記録の作成要領

十九 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十一 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十二 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十三 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十四 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十五 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十六 動物の飼育に関する記録の作成要領

二十七 動物の飼育に関する記録の作成要領

備考

一 動物飼育管理標準作業書は、動物を用いる検査を行う者に限つて作成すること。
二 検査実施標準作業書は、検査等の項目ごとに作成すること。

別表第十四（第五十条関係）

学科	科目
化学	分析化学、有機化学、無機化学
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学

別表第十五（第五十条関係）

分類	科目
一般共通科目	水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目

別表第十六（第五十六条関係）

分類	科目	時間数
一般共通科目	公衆衛生概論	九
二 乳製品関係科目	一 食品衛生法及び関係法令 二 食品、添加物等の規格基準 三 化学概論 四 細菌学序論 五 毒物学	十八
三 食肉製品関係科目	一 食肉製品の規格基準 二 細菌学実習 三 乳製品検査法 四 乳製品検査実習 五 施設見学及び臨地訓練	十九
四 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ関係科目	一 魚肉ハム及び魚肉ソーセージの関係法令及び規格基準 二 細菌学実習 三 食肉製品検査実習 四 施設見学及び臨地訓練 五 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ検査法 六 施設見学及び臨地訓練	十五
五 食用油脂関係科目	一 油脂化学概論 二 食品及び添加物の使用基準 三 食品衛生管理者の業務 四 食品衛生管理者的責務	十五

別表第十七（第六十六条の二第一項関係）

一 食品衛生責任者等の選任	イ 法第五十一条第一項に規定する営業を行う者（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）は、食品衛生責任者を定めること。ただし、第六十六条の二第四項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第四十八条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねことができる。 ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とすること。 (1) 法第三十条に規定する食品衛生監視員又は法第四十八条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者 (2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法（昭和二十八年法律第二百四十四号）第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者 (3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を受講した者 ハ 食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。 (1) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知識の習得に努めること（法第五十四条の営業（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に限る。） (2) 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
二 施設の衛生管理	ホ 食品衛生責任者は、第六十六条の二第三項に規定された措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べよう努めること。 ヘ ふぐを処理する営業者にあつては、ふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者にふぐを処理させ、又はその者の立会いの下に他の者にふぐを処理させなければならない。 二 施設の衛生管理

六 マーガリン及びショートニング グ関係科目	一 添加物関係科目	二 添加物鑑定実習	三 添加物鑑定法	四 添加物鑑定実習	五 添加物鑑定法	六 添加物鑑定実習	七 添加物鑑定実習	八 添加物鑑定法	九 添加物鑑定実習	十 添加物鑑定法	十一 添加物鑑定実習	一二 添加物鑑定法	一三 添加物鑑定実習	一四 添加物鑑定法	一五 添加物鑑定実習	一六 添加物鑑定法	一七 添加物鑑定実習	一八 添加物鑑定法	一九 添加物鑑定実習	二〇 添加物鑑定法	二一 添加物鑑定実習	二二 添加物鑑定法	二三 添加物鑑定実習	二四 添加物鑑定法	二五 添加物鑑定実習	二六 添加物鑑定法	二七 添加物鑑定実習	二八 添加物鑑定法
六施設見学及び臨地訓練	一施設見学及び臨地訓練	二施設見学及び臨地訓練	三施設見学及び臨地訓練	四施設見学及び臨地訓練	五施設見学及び臨地訓練	六施設見学及び臨地訓練	七施設見学及び臨地訓練	八施設見学及び臨地訓練	九施設見学及び臨地訓練	十施設見学及び臨地訓練	一一施設見学及び臨地訓練	一二施設見学及び臨地訓練	一三施設見学及び臨地訓練	一四施設見学及び臨地訓練	一五施設見学及び臨地訓練	一六施設見学及び臨地訓練	一七施設見学及び臨地訓練	一八施設見学及び臨地訓練	一九施設見学及び臨地訓練	二〇施設見学及び臨地訓練	二一施設見学及び臨地訓練	二二施設見学及び臨地訓練	二三施設見学及び臨地訓練	二四施設見学及び臨地訓練	二五施設見学及び臨地訓練	二六施設見学及び臨地訓練	二七施設見学及び臨地訓練	二八施設見学及び臨地訓練
六施設見学及び臨地訓練	一施設見学及び臨地訓練	二施設見学及び臨地訓練	三施設見学及び臨地訓練	四施設見学及び臨地訓練	五施設見学及び臨地訓練	六施設見学及び臨地訓練	七施設見学及び臨地訓練	八施設見学及び臨地訓練	九施設見学及び臨地訓練	十施設見学及び臨地訓練	一一施設見学及び臨地訓練	一二施設見学及び臨地訓練	一三施設見学及び臨地訓練	一四施設見学及び臨地訓練	一五施設見学及び臨地訓練	一六施設見学及び臨地訓練	一七施設見学及び臨地訓練	一八施設見学及び臨地訓練	一九施設見学及び臨地訓練	二〇施設見学及び臨地訓練	二一施設見学及び臨地訓練	二二施設見学及び臨地訓練	二三施設見学及び臨地訓練	二四施設見学及び臨地訓練	二五施設見学及び臨地訓練	二六施設見学及び臨地訓練	二七施設見学及び臨地訓練	二八施設見学及び臨地訓練
六施設見学及び臨地訓練	一施設見学及び臨地訓練	二施設見学及び臨地訓練	三施設見学及び臨地訓練	四施設見学及び臨地訓練	五施設見学及び臨地訓練	六施設見学及び臨地訓練	七施設見学及び臨地訓練	八施設見学及び臨地訓練	九施設見学及び臨地訓練	十施設見学及び臨地訓練	一一施設見学及び臨地訓練	一二施設見学及び臨地訓練	一三施設見学及び臨地訓練	一四施設見学及び臨地訓練	一五施設見学及び臨地訓練	一六施設見学及び臨地訓練	一七施設見学及び臨地訓練	一八施設見学及び臨地訓練	一九施設見学及び臨地訓練	二〇施設見学及び臨地訓練	二一施設見学及び臨地訓練	二二施設見学及び臨地訓練	二三施設見学及び臨地訓練	二四施設見学及び臨地訓練	二五施設見学及び臨地訓練	二六施設見学及び臨地訓練	二七施設見学及び臨地訓練	二八施設見学及び臨地訓練
六施設見学及び臨地訓練	一施設見学及び臨地訓練	二施設見学及び臨地訓練	三施設見学及び臨地訓練	四施設見学及び臨地訓練	五施設見学及び臨地訓練	六施設見学及び臨地訓練	七施設見学及び臨地訓練	八施設見学及び臨地訓練	九施設見学及び臨地訓練	十施設見学及び臨地訓練	一一施設見学及び臨地訓練	一二施設見学及び臨地訓練	一三施設見学及び臨地訓練	一四施設見学及び臨地訓練	一五施設見学及び臨地訓練	一六施設見学及び臨地訓練	一七施設見学及び臨地訓練	一八施設見学及び臨地訓練	一九施設見学及び臨地訓練	二〇施設見学及び臨地訓練	二一施設見学及び臨地訓練	二二施設見学及び臨地訓練	二三施設見学及び臨地訓練	二四施設見学及び臨地訓練	二五施設見学及び臨地訓練	二六施設見学及び臨地訓練	二七施設見学及び臨地訓練	二八施設見学及び臨地訓練

二 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
 本窓及び出入口は、原則として開放したままにしないこと。開放したままの状態にする場合にあつては、じん埃、ねずみ及び昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
 ハ 排水溝は、固体物の流入を防ぎ、排水が適切に行われるよう清掃し、破損した場合速やかに補修を行うこと。

ト 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 チ 食品又は添加物を取り扱い、又は保存する区域において動物を飼育しないこと。
 三 設備等の衛生管理

イ 衛生保持のため、機械器具は、その目的に応じて適切に使用すること。

ロ 機械器具及びその部品は、金属片、異物又は化学物質等の食品又は添加物への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、適切に使用できるよう整備しておくこと。

ハ 機械器具及びその部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、洗剤を適切な方法により使用する

こと。
 ニ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は淨水に用いる装置にあつては、その機能を定期的に点検し、点検の結果を記録すること。
 ホ 器具、清掃用機材及び保護具等食品又は添加物と接触するおそれのあるものは、汚染又は作業終了の都度熱湯、蒸気又は消毒剤等で消毒し、乾燥させること。

ヘ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、取扱いに十分注意するとともに、必要に応じてそれらを入れる容器包装に内容物の名称を表示する等食品又は添加物への混入を防止すること。

ト 施設設備の清掃用機材は、目的に応じて適切に使用するとともに、使用の都度洗浄し、乾燥させ、所定の場所に保管すること。

チ 手洗設備は、石けん、ペーパータオル等及び消毒剤を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切に行うことができる状態を維持すること。

リ 洗浄設備は、清潔に保つこと。

ヌ 都道府県等の確認を受けて手洗設備及び洗浄設備を兼用する場合にあつては、汚染の都度

洗浄を行うこと。

ル 食品の放射線照射業にあつては、営業日ごとに一回以上化学線量計を用いて吸収線量を確

認し、その結果の記録を二年間保存すること。

四 使用水等の管理

イ 食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するときに使用する水は、水道法（昭和三十

二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（別表第十九第三号へにおいて「水道事業等により供給される水」という。）又は飲用に適する水であること。ただし、冷却その他食品又は添加物の安全性に影響を及ぼさない工程における使用については、この限りではない。

ロ 飲用に適する水を使用する場合にあつては、一年一回以上水質検査を行い、成績書を一年間（取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。ただし、不慮の災害により水源等が汚染されたおそれがある場合にはその都度水質検査を行うこと。

ハ 口の検査の結果、イの条件を満たさないことが明らかとなつた場合は、直ちに使用を中止すること。
 ニ 貯水槽を使用する場合は、貯水槽を定期的に清掃し、清潔に保つこと。
 ホ 飲用に適する水を使用する場合で殺菌装置又は浄水装置を設置している場合には、装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、その結果を記録すること。

ヘ 食品に直接触れる氷は、適切に管理された給水設備によつて供給されたイの条件を満たす水から作ること。また、氷は衛生的に取り扱い、保存すること。
 ハ ト 使用した水を再利用する場合にあつては、食品又は添加物の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこと。

イ 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことができる状態を維持し、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ及び排水溝の蓋等の設置により、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。

ロ 一年に二回以上、ねずみ及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を一年間保存すること。ただし、ねずみ及び昆虫の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに被害の状況に関して、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講ずる等により、その目的が達成できる方法であれば、当該施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することができる。

ハ 殺虫剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品又は添加物を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
 ニ ねずみ及び昆虫による汚染防止のため、原材料、製品及び包装資材等は容器に入れ、床及び壁から離して保存すること。一度開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じて保存すること。

ト 分注意すること。

ハ 殺虫剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品又は添加物を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

ヘ 廃棄物及び排水の取扱い

イ 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、手順を定めること。

ロ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は臭氣が漏れないよう

ト 清潔にしておくこと。

ハ 廃棄物は、食品衛生上の危害の発生を防止することができると認められる場合を除き、食

品又は添加物を取り扱い、又は保存する区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。

ニ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理を行ふことができ

る場所とすること。

ホ 廃棄物及び排水の処理を行ふこと。

七 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理

イ 食品又は添加物を取り扱う者（以下「食品等取扱者」という。）の健康診断は、食品衛生

上の危害の発生の防止に必要な健康状態の把握を目的として行うこと。

ロ 都道府県知事等から食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示があつたときには、

ハ 食品等取扱者に検便を受けるよう指示すること。

イ 食品等取扱者が次の症状を呈している場合は、その症状の詳細の把握に努め、当該症状が医師による診察及び食品又は添加物を取り扱う作業の中止を必要とするものか判断するこ

ト と。

（7）（6）（5）（4）（3）（2）（1） 黄疸
 吐き気及び嘔吐
 耳、目又は鼻からの分泌（感染性の疾患等に感染するおそれがあるものに限る。）
 皮膚の化膿性疾患等
 下痢
 腹痛
 発熱
 二 二

ニ 皮膚に外傷がある者を従事させる際には、当該部位を耐水性のある被覆材で覆うこと。また、おう吐物等により汚染された可能性のある食品又は添加物は廃棄すること。施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

ホ 食品等取扱者は、食品又は添加物を取り扱う作業に従事するときは、目的に応じた専用の作業着を着用し、並びに必要に応じて帽子及びマスクを着用すること。また、作業場内では専用の履物を用いるとともに、作業場内で使用する履物を着用したまま所定の場所から出ないこと。

ヘ 食品等取扱者は、手洗いの妨げとなる及び異物混入の原因となるおそれのある装飾品等を食品等を取り扱う施設内に持ち込まないこと。

チ 食品等取扱者は、手袋を使用すること。

ヌ 食品等取扱者は、爪を短く切ることともに手洗いを実施し、食品衛生上の危害を発生させないよう手指を清潔にすること。

リ 食品等取扱者は、用便又は生鮮の原材料若しくは加熱前の原材料を取り扱う作業を終えたときは、十分に手指の洗浄及び消毒を行うこと。なお、使い捨て手袋を使用して生鮮の原材料又は加熱前の原材料を取り扱う場合にあつては、作業後に手袋を交換すること。

(1) 手指又は器具若しくは容器包装を不必要に汚染させること。

(2) 痰又は唾を吐くこと。

(3) クシやみ又は咳の飛沫を食品又は添加物に混入し、又はそのおそれを感じさせること。

フル 食品等取扱者は所定の場所以外での着替え、喫煙及び飲食を行わないこと。

ヲ 食品等取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、清潔な専用の作業着に着替えさせ、本項目で示した食品等取扱者の衛生管理の規定に従わせること。

イ 検食の実施

イ 同一の食品を一回三百食又は一日七百五十食以上調理し、提供する営業者にあつては、原材料及び調理済の食品ごとに適切な期間保存すること。なお、原材料は、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

ロ イの場合、調理した食品の提供先、提供時刻（調理した食品を運送し、提供する場合にあつては、当該食品を搬出した時刻）及び提供した数量を記録し保存すること。

九 情報の提供

イ 営業者は、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売する食品又は添加物（以下この表において「製品」という。）について、消費者が安全に喫食するため必要な情報を消費者に提供するよう努めること。

ロ 営業者は、製品に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下この号において同じ。）及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。

ハ 営業者は、製品について、消費者及び製品を取り扱う者から異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。

十 回収・廃棄

イ 営業者は、製品に起因する食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した場合は、消費者への健康被害を未然に防止する観点から、当該食品又は添加物を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、消費者への注意喚起の方法、具体的な回収の方法及び当該食品又は添加物を取り扱う施設の所在する地域を管轄する都道府県知事等への報告の手順を定めておくこと。

二 皮膚に外傷がある者を従事させる際には、当該部位を耐水性のある被覆材で覆うこと。また、おう吐物等により汚染された可能性のある食品又は添加物は廃棄すること。施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

十一 製品を回収する場合にあつては、回収の対象ではない製品と区分して回収したものと保管し、適切に廃棄等をすること。

ロ 食品又は添加物の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品、添加物又はこれらの容器包装を汚染しないよう必要に応じて洗浄及び消毒すること。

ハ 食品又は添加物及び食品又は添加物以外の貨物を混載する場合は、食品又は添加物以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品又は添加物を適切な容器に入れる等区分すること。

二 運搬中の食品又は添加物がじん埃及び排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

ホ 食品又は添加物及び食品又は添加物以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。

ハ 食品又は添加物又は添加物にあつては、必要に応じて食品又は添加物専用の車両、コンテナ等を使用し、食品又は添加物の専用であることを明示すること。

ト 運搬中の温度及び湿度の管理に注意すること。

チ 運搬中の温度及び湿度を踏まえた配達時間を設定し、所定の配達時間を超えないよう適切に管理すること。

リ 調理された食品を配達し、提供する場合にあつては、飲食に供されるまでの時間を考慮し、適切に管理すること。

ト 運搬中の温度及び湿度の管理に注意すること。

チ 販売量を見込んで適切な量を仕入れること。

イ 直接日光にさらす等不適切な温度で販売したりすることのないよう管理すること。

ロ 教育訓練

イ 食品等取扱者に対し、衛生管理に必要な教育を実施すること。

ロ 化学物質を取り扱う者に對して、使用する化学物質を安全に取り扱うことができるよう教育訓練を実施すること。

ハ イ及びロの教育訓練の効果について定期的に検証を行い、必要に応じて教育内容の見直しを行うこと。

十二 販売

イ 販売量を見込んで適切な量を仕入れること。

ロ 教育訓練

イ 食品等取扱者に対し、衛生管理に必要な教育を実施すること。

ロ 化学物質を取り扱う者に對して、使用する化学物質を安全に取り扱うことができるよう教育訓練を実施すること。

ハ イ及びロの教育訓練の効果について定期的に検証を行い、必要に応じて教育内容の見直しを行うこと。

十四 その他

イ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品又は添加物に係る仕事元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

ロ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行つた場合には、その記録を保存するよう努めること。

ハ イ及びロの教育訓練の効果について定期的に検証を行い、必要に応じて教育内容の見直しを行うこと。

別表十八（第六十六条の二第二項関係）

一 危害要因の分析

イ 食品又は添加物の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程ごとに、食品衛生上の危害を発生させ得る要因（以下この表において「危害要因」という。）の一覧表を作成し、これら

の危害要因を管理するための措置（以下この表において「管理措置」という。）を定めること。

ロ 制造するための措置（以下この表において「管理措置」という。）を定めること。

ハ 前号で特定された危害要因につき、その発生を防止し、除外し、又は許容できる水準にまで

低減するための管理措置を講ずることが不可欠な工程（以下この表において「重要管理点」という。）を決定すること。

三 管理基準の設定

イ 個々の重要管理点における危害要因につき、その発生を防止し、除外し、又は許容できる水準にまで低減するための基準（以下この表において「管理基準」という。）を設定すること。

四 モニタリング方法の設定

重要管理点の管理について、連続的な又は相当の頻度による実施状況の把握（以下この表において「モニタリング」という。）をするための方法を設定すること。

五 改善措置の設定

個々の重要管理点において、モニタリングの結果、管理基準を逸脱したことが判明した場合の改善措置を設定すること。

六 検証方法の設定

前各号に規定する措置の内容の効果を、定期的に検証するための手順を定めること。

七 記録の作成

営業の規模や業態に応じて、前各号に規定する措置の内容に関する書面とその実施の記録を作成すること。

八 令第三十四条の二に規定する営業者

令第三十四条の二に規定する営業者（第六十六条の四第二号に規定する規模の添加物を製造する営業者を含む。）にあつては、その取り扱う食品の特性又は営業の規模に応じ、前各号に掲げる事項を簡略化して公衆衛生上必要な措置を行うことができる。

別表第十九（第六十六条の七関係）

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接觸するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

三 施設の構造及び設備

イ じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備をとること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易にできる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

二 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設があつては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張り分量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、飲用に適する水」とい

るの「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある。食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は次の要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業については、その定めに従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

メ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

タ 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ソ 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

機械器具

イ 食品又は添加物の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下の別表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることでの固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

五 イ ロ ハ	ヘ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。 ト 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。 その他
四 イ ロ ハ	(1) 第三十五条第一号に規定する飲食店営業があつては、第三号ヨの基準を適用しない。 イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そういうの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二十第一号（1）において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。 （1） 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。 （2） 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。
三 イ ロ ハ	(3) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。 （4） 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されることを要しないこととすることができる。 ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。 ニ 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用しない。 ホ 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。 （1） 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。 （2） 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。 （3） 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。 （4） 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
二 イ ロ ハ	(1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 （1） 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 （2） 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十九リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 （3） 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りではない。 ロ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

一 イ ロ ハ	(1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 （1） 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 （2） 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十九リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 （3） 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りではない。 ロ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。
二 イ ロ ハ	(1) 处理室を有すること。 （1） 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。 （2） 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。 （3） 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。 （4） 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業 イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。 （1） 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。 （2） 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。 （3） カキを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。 （1） 必要に応じて浄化設備を有すること。 （2） カキの前処理をする室又は場所は、殻付きカキの洗浄に必要な設備を有すること。 （3） カキの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
三 イ ロ ハ	(1) 第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業 イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。 （1） 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。 （2） 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。 （3） 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
四 イ ロ ハ	(1) 第三十五条第六号に規定する集乳業 イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

別表第二十（第六十六条の七関係）

令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

- イ 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を有することを要しない。なお、室を場所とする場合は、作業区分に応じて区画され処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）
- 二 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- 八 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業
- イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛乳洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されることがある室又は場所を有すること。
- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を有すること。
- 九 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業
- イ 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。
- 二 処理量に応じた規模で有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を有すること。
- 十 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業
- イ 専用の照射室を有すること。
- ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
- 十一 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業
- イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。
- ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。
- ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- 二 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前とたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
- (2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。
- (3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
- (4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。
- ヘ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

- (2) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、別表第十七第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣一頭あたり約百リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。
- (3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- (4) 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるどたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。
- ト 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。
- (3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。
- 十一 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業
- イ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。
- ロ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ハ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。
- 十二 令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業
- イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設については製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調合、充填、密封及び殺菌又是除菌に必要な設備を有すること。

十五 令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

イ 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十六 令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 原材料の保管及び製品の保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

二 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

ホ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に擂潰及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

ヘ カキを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) カキの前処理をする室又は場所は、殻付きカキの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) カキの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

十七 令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

イ 製品の製造及び保管をする室又は場所に応じて区画されること。

ロ なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

十八 令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

イ 原材料の保管及び製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては、製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては、製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

十九 令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

イ 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

ハ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ロ また、必要に応じて熟成室を有すること。

二十 令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

イ 製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留・圧搾する室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。

ロ しように製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

ハ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

二十一 令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

イ 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留・圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。

ハ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

二十二 令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。

ハ 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。

二十三 令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

二十四 令第三十五条第二十四号に規定する麵類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 令第三十五条第二十五号に規定するそよざい製造業及び同条第二十六号の複合型そよざい製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二十六 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号の複合型冷凍食

イ	原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
ロ	原材料の保管をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
ハ	製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
二十七	令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業
イ	原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。
ロ	原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
ハ	浅漬けを製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
二十八	令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業
イ	原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。
ロ	原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
ハ	製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
二十九	令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業
イ	原材料及び製品の包装をする室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。
ロ	原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
三十	令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業
イ	原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。
ロ	なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
ハ	原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。
二	添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の基準及び規格に適合する場合は、この限りではない。
イ	生食用食肉の加工又は調理をするための専用の設備を有すること。
二十八	令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十九号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
二十九	令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第六号に規定する水産製品製造業、同条第十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
三十	令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十号に規定する水産製品製造業、同条第十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
三十	令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十号に規定する水産製品製造業、同条第十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

別表第二十二（第七十三条関係）

一	サルモネラ属菌
二	ボツリヌス菌
三	腸管出血性大腸菌
四	エルシニア・エンテロコリチカO8
五	カンピロバクター・ジエジュニ／コリ
六	コレラ菌
七	赤痢菌
八	チフス菌
九	パラチフスA菌
十	化学物質（元素及び化合物をいう。）